江差町公共施設等長寿命化計画

公園・遊具施設編

第１章 業務計画

1-1 業務目的

本業務は江差町公共施設等総合管理計画の内容を踏まえ、江差町が所有する公共施設について、長寿命化計画を策定することを目的とする。

既設公共施設について老朽化状況や利用実態を把握し、公共施設の現状と課題を整理、施設毎に存続・縮減・統廃合など施設配置の最適化に関する検討を行うとともに、公共施設の建替え・長寿命化・修繕の優先順位等を勘案した計画（長寿命化計画）を策定する。

1-2 業務概要

1. 業 務 名　　：江差町公共施設等長寿命化計画策定委託業務
2. 業務箇所　　：江差町内
3. 計画対象施設：公園 7 施設

第２章　業務の実施方針

2-1 目標設定

公共施設の長寿命化計画の背景・目的、計画期間及び対象施設を整理するとともに、目指すべき姿を検討する。

（1）基本方針

・安全で快適な公園及び公園施設整備により、公園利用者が安心できる都市公園を町民に提供する。

・円滑な維持管理計画の「予防保全的管理」により、施設機能の向上や保持さらにはライフサイクルコストの縮減を図る。

・公園周辺の社会条件や地域住民のニーズに沿った効果的・改築計画とする。

（2）計画期間

計画期間は、令和 4 年度（2022）から令和 13 年度（2031）までの 10 年間とする。

2-2 実態把握

2-2-1 運営状況・活用状況の実態

（1）対象施設の概要

対象施設は江差町で管理する以下の公園施設を対象とする。

対象施設

公園名	対象施設数
えぞだて公園	29
松ノ岱公園	9
九艘川公園	18
茂尻児童公園	17
江差町運動公園	37
逆川森林公園	26
檜山道立自然公園（かもめ島）	32
計	168

(2) 公園施設設置年度等

施設名称	設置年	元号	延べ面積	階数	地上	地下	種別	名称
えぞだて公園（公衆トイレ）	1979/04/01	S54	10.12	1	1	0	便所	木造
松ノ岱公園（公衆トイレ）	1974/04/01	S49	16.25	1	1	0	便所	鉄筋コンクリート
九艘川公園（土蔵公衆トイレ）	1991/03/31	H3	35.64	1	1	0	便所	木造
茂尻児童公園（公衆トイレ）	1980/10/20	S55	10.12	1	1	0	便所	木造
逆川森林公園管理棟	1977/04/01	S52	119.24	1	1	0	事務所	木造
逆川森林公園便所（駐車場）	1976/04/01	S51	21.93	1	1	0	便所	コンクリートブロック
逆川森林公園便所（広場）	1976/04/01	S54	4.52	1	1	0	便所	コンクリートブロック
かもめ島管理棟	1989/06/01	H1	33.00	1	1	0	事務所	木造
かもめ島休憩所（ステージ）	1997/03/25	H9	63.86	1	1	0	講堂	鉄筋コンクリート
かもめ島公衆トイレ	1994/03/25	H6	39.82	1	1	0	便所	鉄筋コンクリート
かもめ島前浜公衆トイレ	2002/11/25	H14	97.47	1	1	0	便所	木造

貸与資料：江差町固定資産一覧表(建物)

(3) 公園遊具等一覧表

えぞだて公園 29 施設	松の岱公園 9 施設	九艘川公園 18 施設	茂尻児童公園 17 施設
名　称	名称	名　称	名　称
複合遊具	トイレ	休憩施設	ベンチ 1
水飲み台	スツール	門	ベンチ 2
背無ベンチ（据置）	スツール	木塀 1	水飲み台
背無ベンチ（据置）	スツール	トイレ	ベンチ 3
背無ベンチ	スツール	木塀 2	トイレ
シェルター（10m^{2}以下）	水飲み台	ベンチ 1	縁台 1
藤棚（10m^{2}以上）	藤棚	ベンチ 2	縁台 2
背無ベンチ	池	シェルター	ベンチ 4
背無ベンチ	駐車場	木塀 3	複合遊具
背無ベンチ		研ぎ出し滑台	固定遊具（カニ）
背無ベンチ		車止め 1	固定遊具（ヤドカリ）
シェルター		車止め 2	固定遊具（ﾀﾂﾉｵﾄｼｺﾞ）
園路２５		解説板	フェンス 1
園路 A タイプ		照明柱	車止め 1
園路 B タイプ		擁壁	車止め 2
芝生公園		駐車場	フェンス 2
遊具広場		木橋	車止め 3
砕石舗装広場		汚水ポンプ盤	
池			
景石			
流路(積ブロック擁壁)			
ガードフェンス			
石積柵			
照明塔			
植栽			
トイレ			
橋（鋼製合成桁）			
木橋			
園名板			

江差町運動公園 37 施設	逆川森林公園 26 施設	檜山道立自然公園 （かもめ島） 33 施設
名　称	名　称	名　称
橋 1	水飲み台	背無ベンチ
橋 2（わんぱく橋）	ベンチ 1	背無ベンチ
シェルター（10㎡以下）	ベンチ 2	背無ベンチ
野外卓 1	丸太登り	水飲み台
野外卓 2	丸太渡り	背無ベンチ
野外卓 3	くぐり渡り	背無ベンチ（据置）
野外卓 4	ベンチ 3	背無ベンチ
縁台	ベンチ 4	背無ベンチ（据置）
ベンチ 1（据置）	ステップ丸太	背無ベンチ
ベンチ 2（据置）	トイレ	背無ベンチ（据置）
ベンチ 3	炊事場	背無ベンチ（据置）
野外卓 5	シェルター（10㎡以上）	背無ベンチ（据置）
ベンチ 4	焼き台 1	背無ベンチ（据置）
ベンチ 5（据置）	焼き台 2	背無ベンチ（据置）
ベンチ 6(据置)	焼き台 3	背無ベンチ（据置）
水飲み台 1	管理棟	背無ベンチ
水飲み台 2	トイレ２	背無ベンチ
ベンチ 7（据置）	サイン	水飲み台
ベンチ 8（据置）	木製橋デッキ	背無ベンチ
ベンチ 9（据置）	吊り橋	背無ベンチ
ベンチ 10(据置)	ゴミ置き場	背無ベンチ
ベンチ 11	水飲み台０２	背無ベンチ
野外卓 6	物置	背無ベンチ
ベンチ 12（据置）	駐車場	背無ベンチ
ベンチ 13（据置）	公園看板	トイレ（島上）
ベンチ 14（据置）	ベンチ５	ステージ
橋３		遊歩道
既設駐車場		遊歩道柵
２号橋周辺フェンス		記念碑
３号橋周辺フェンス		照明
駐車場		管理棟（物置）
新設駐車場		トイレ（島下鴎島前浜）
芝生広場		鴎島展望灯台
管理用道路／園内道路		
管理用道路フェンス		
駐車場フェンス		
休養広場		
※野球場、テニスコート、多目的広場については「江差町社会教育施設長寿命化計画」において計画策定済みのため、それ以外の部分について計画作成。		

2-2-2 老朽化状況の実態

(1) 街区公園健全度・危険度判定

業務対象公園及び遊具について、現状確認による健全度調査から構造材や消耗材の劣化損傷状況を確認し、危険度判定の基礎資料とする。

調査は「健全度調査票」を用いて写真撮影・記録等を行い、各部材の劣化・損傷状態を確認し、補修方法や更新時期の想定や施設とその周辺に生じる危険性の有無について確認する。

遊具については劣化や損傷の状況だけでなく、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省) 並びに「遊具に関する基準：JPFA-S2008」(一般社団公園施設業協会) への適合性の確認も併せて行う。

(2) 遊具健全度・危険度判定 (遊具 B 相当：すべり台、ブランコ等)

健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況及び安全性などを確認し、公園施設の補修や更新の必要性について総合的な判定を行う。その結果に基づき、施設の補修や更新に対する緊急度について判定する。

2-3 改修等の基本的な方針及び施設整備水準の設定

(1) 改修等の基本的な方針の整理

公園全体の状況や、個別の施設毎に長寿命化のための基本方針を検討する。長寿命化のための基本方針は予防保全管理を前提とし、今後の定期的な健全度調査の実施方針とその頻度、計画的な補修についてその内容や頻度並びに更新に関する方針を整理する。

(2) 施設整備水準の設定

改修等の基本的な方針に従い、施設整備水準 (これからの社会的要請に応じるために、今後の改修で施設の整備状態をどの水準まで引き上げるか) の整理を行う。

2-4 長寿命化計画の策定・運用

(1) 長寿命化実施計画

予防保全型管理施設に関して定期的な健全度調査の設定及びその費用を試算する。また、健全度や緊急度に応じた補修内容や対策時期の検討を行い、それにより得られる延命期間と所要費用を試算する。

(2) 継続的運用方針

施設毎に予防保全の場合と事後保全の分類区分により、この上で予算の平準化と調整により、今後の継続的維持管理方針、運用、点検・調査、補修計画を立案する。

これらを取りまとめ、それぞれの公園の「長寿命化計画」として取りまとめる。

第 3 章老朽化状況の把握

3-1 運営状況・活用状況の実態

各公園の運営状況、活用状況の概要を下表に整理する。

公園名称	運営、活用状況
えぞだて公園	市街地に立地、歴史的建物があり、来訪者は比較的多い。園路、芝生公園等は比較的管理状況良好である。
松の岱公園	市街地に立地、公園は市街地とその丘の上（と 2 つのエリアに分かれている。山林に隣接しており、現在は利用客が少ない状況。
九艘川公園	市街地に立地、歴史的な施設として木蔵、木塀、トイレがあり、自然石、木造建築物を主体とする歴史公園。建築物の要所に銅板等が使用されている。現在、トイレは閉鎖中である。
茂尻児童公園	市街地住宅街に立地する小規模な児童公園。主な遊具は複合遊具のみ。車止めは近年更新済である。
江差町運動公園	郊外に立地する大規模な運動公園。野球場、テニスコート、多目的広場は社会教育施設として運営中。利用客は比較的多く、公園芝生等の除草等維持管理は良好。ベンチや屋外卓が点在している。
逆川森林公園	郊外山間地に立地、供用後約 45 年、施設全体に劣化が進んでいる。芝生や除草等管理は良好。木製遊具は使用禁止としている。ベンチ、シェルター、焼台が存在している。
檜山道立自然公園（かもめ島）	観光客、キャンプ場客が多い。島にはベンチが多数設置されており、施設全体の管理状況は良好。木製遊歩道柵は腐食著しい箇所がある。

3-2 現地調査

(1) 準拠基準

本調査に際しては、以下の基準類を準拠・参照し実施した。

・公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】

H30 年国土交通省都市局公園緑地・景観課

・同　参考資料集

・同　健全度調査・判定事例集

・都市公園における遊具の安全確保に関する指針　H26 年国土交通省

・遊具の安全に関する規準（ＪＰＦＡ-ＳＰ-Ｓ：2014）第二版　令和元年

一般社団法人日本公園施設業協会

(2) 調査日程

令和 3 年 7 月 20 日～21 日現地調査（劣化状況調査）

(3) 調査員等

調査員	氏名	保有資格	担務
管理技術者	佐藤二三男	技術士（建設部門）/1 級土木施工管理技士	公園施設/遊具
担当技術者	竹口　尚孝	技術士補（建設部門）	公園施設/遊具
調査員	鈴木　岳彦	一級土木施工管理技士	遊具等
調査員	田村　浩之	公園施設製品安全管理士	遊具等
調査員	小泉　孝雄	公園施設製品安全管理士	遊具等

(4) 現地調査（健全度調査）

調査は公園施設の構造材・消耗材の劣化や損傷状況を目視し、事前に準備する調査表を用い写真撮影・記録を行い、予防保全型管理における対策時期（補修、更新時期等）を想定する。

必要に応じて施設本体とその周辺に存在する危険性等の有無、公園の顔、シンボル等としての美観的価値についても確認する。健全度調査で気が付いた事項や、調査・判定者の意図や改修等の基本的な方針を具体的に記入する。

(5) 健全度調査の内容の確認

健全度調査を実施する前に、現地で判定する規準のすり合わせを調査員間で行い、調査員の判定のばらつきができるだけ生じないようにする。

（6）健全度調査における着眼点

健全度調査では以下に留意する。（公園施設長寿命化計画策定指針（案）改訂版による）

ａ）一般施設調査

・対象施設の全体及び主要部材について目視等による確認を実施する。
・一般施設だけでなく公園の利用状況や全体の施設配置や概要についても把握する。
・公園施設について施設の全景、劣化や損傷の状況を撮影する。
・施設台帳、施設平面図との整合を確認する。
・公園施設がバリアフリー法の基準に適合していないものは、調査表に注記する。
・構造材・消耗材についての劣化や損傷の状況を確認し、劣化の概要及び想定される補修方法について調査表に記入する。
・劣化に伴う危険性等を勘案し、必要に応じて利用禁止の判定を行う。

使用禁止措置（例）

ｂ）遊具調査

・子供の遊び場の特性を踏まえ、事故防止のための対応が必要であり、国の指針（：遊具の安全に関する基準、都市公園における遊具の安全確保に関する指針等）に基づいた調査結果を活用するなど、劣化や損傷状況だけで健全度を判断するのではなく、安全性の確保などを踏まえた総合的な判断がされるように特に留意する。
・フィールドアスレチックコース等や遊具以外の子供が登はんなどの遊具として利用する可能性がある公園施設は遊具と同様の手法で調査する。

（7）健全度の確認方法

健全度の確認は施設ごとの健全度調査のポイントに加え、部材ごとの特徴に着目し劣化や損傷の確認を行い、健全度判定を行う必要がある。部材ごとの調査項目は下表を参照し実施する。

健全度判定表（例）

材　質	健全度調査項目 （損傷種類）	状　況	確認方法
金属類	1.防食機能劣化/腐食	防食機能の劣化とは、鋼材の防食被覆（塗装、メッキ・金属溶射）の劣化により、変色･光沢減少、ひび割れ、はがれなどが生じている状態をいう。 腐食とは、鋼材に錆が発生している状態、または、錆の進行により断面欠損を生じている状態をいう。	目視
	2.ゆるみ･脱落	接合部分のボルト類にゆるみが生じたり、脱落している状態	目視 触診
	3.亀裂	鋼材に外力が繰り返し作用することで、弱点部（溶接の内部欠陥、溶接の止端部、ボルト孔などの応力集中部）を起点とする微細な亀裂が発生した状態	目視
	4.摩耗	材料が他の物体と摩擦接触の繰り返しにより、表面が擦り減った状態	目視
コンクリート	5.ひびわれ	コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態	目視
	6.剥離･鋼材露出	コンクリート部材の表面が剥離している状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という	目視 打診
木	7.腐朽/蟻害	腐朽菌やシロアリなどによる劣化。変色･カビの発生や断面の減少が生じている状態	目視
共通	8.変形･破損	材質や原因に関わらず、部材に傷や変形、欠損、摩耗などの外観的損傷が生じている状態	目視
	9.ぐらつき	ぐらつきなど、所定の固定性が失われている状態	目視 触診
	10.移動･沈下･傾斜	移動や沈下、傾きが生じている状態	目視
	11.その他	その他の損傷が生じている状態	目視

※損傷の確認方法は、基本的に概観目視により実施する。また、目視の補完として触診、打診により確認する他、必要に応じてｺﾝﾍﾞｯｸｽ、ｸﾗｯｸｽｹｰﾙ、ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰなどの簡易器具を使用する。

（8）点検調査表（例）

〔 照明灯等 〕点 検 表

						管理番号	44
製品名	投光器5	公園番号	0001	所在公園名	新緑公園	住所	北海道松前郡福島町字三岳
点検社	株式会社開発工営社			点検日	平成23年7月19日		
点検者	酒井雅徳			確認者	酒詰修一		
製造社	不明	設置年月	平成8 年 月			経過年月	15 年 月
構造部材1	鉄	構造部材2		消耗部材			

危険度判定

■ 総合判定(修繕･改築の必要性)(A･B･C･D)　**A**
A:健全であり、修繕の必要がない(使用可)
B:部分的に異常があり、部分修繕が必要(使用可)
C:重要な箇所に部分的な異常があり、部分的修繕が必要(使用禁止･場合により使用可)
D:主要部材等に異常があり、大規模な修繕又は破棄し更新が必要(使用禁止)
コメント:

□ 劣化判定(A･B･C･D)　**A**
A:健全な状態
B:軽微な劣化がある状態(使用可)
C:重度な劣化がある状態（使用不可　場合により使用可）
D:最重要部材に重度の劣化がある状態(使用不可)
コメント:

塗装　塗装部分の総合判定(A･B･C)　**A**
A:再塗装の必要がない
B:部分的に塗装が必要
C:全体的に塗装が必要
コメント:

特記事項

区分	材質	点検項目	点検器具	判定	写真	備考
劣化		基礎部　ぐらつきがないか	揺診	A		
		破損など（　ヶ所）	目視	A	1	
	鉄	支柱部　腐食がないか(地際部付近)	目視打診	A	2	
		腐食がないか(地際部付近以外)	目視打診	A	3	
		ぐらつきがないか	揺診	A		
		破損など（　ヶ所）	目視	A	4	
		継手金具　腐食がないか	目視	A	5	
		ボルトの緩みがないか	打診触診	A	5	
		破損･割れ（破損　ヶ所）	目視	A	5	
		制御盤　破損･割れ（破損　ヶ所）	目視	A	7	
	コンクリート	支柱部　腐食がないか(地際部付近)	目視打診		2	
		腐食がないか(地際部付近以外)	目視打診		3	
		ぐらつきがないか	揺診			
		破損など（　ヶ所）	目視		4	
		継手金具　腐食がないか	目視		5	
		ボルトの緩みがないか	打診触診		5	
		破損･割れ（破損　ヶ所）（割れ　ヶ所）	目視		5	
	木	支柱部　腐食がないか(地際部付近)	目視打診		2	
		腐食がないか(地際部付近以外)	目視打診		3	
		ぐらつきがないか	揺診			
		破損など（　ヶ所）	目視		4	
		継手金具　腐食がないか	目視		5	
		ボルトの緩みがないか	打診触診		5	
		破損･割れ（破損　ヶ所）（割れ　ヶ所）	目視		5	
	ステンレス	支柱部　ぐらつきがないか	揺診			
		破損など（　ヶ所）	目視		4	
		継手金具　ボルトの緩みがないか	打診触診		5	
		破損･割れ（破損　ヶ所）（割れ　ヶ所）	目視		5	
		配線　破損など（　ヶ所）	目視			
規準		(1)照度				
		①　防犯上から照度は十分か(入口･主要広場の照度)	目視	○		
		②　照明機能の障害となるものがないか	目視	○	6	

点検写真台帳

公園(公園番号)	0001	新緑公園	エリア	近隣公園	点検日	平成23年7月19日
施設(管理番号)	44	投光器5	総合 A / 劣化 A / ハザード −		ページ	1／2

写真No.	内容	判定
全体		−

写真No.	内容	判定
1	基礎部　破損など	A

地際部基礎露出なし

写真No.	内容	判定
2	支柱部　腐食がないか(地際部付近)	A

写真No.	内容	判定
3	支柱部　腐食がないか(地際部付近以外)	A

写真No.	内容	判定
4	支柱部　破損など	A

破損なし

写真No.	内容	判定
5	継手金具　腐食、ボルトの緩み、破損割れ	A

3-3 現地調査総括表

※C・D 評価を記載

江差町公園　点検結果（N0.1）

公園名称	種別	主な施設概要	建設年度（供用）（西暦＆元号）	点検結果の概要（C,D 評価を記載）
えぞだて公園	街区歴史公園		1979 年（42 年）（昭和 54 年）	◆余寿命期間超過施設：水飲み台、藤棚、木橋、園名板(木製)◆緊急度高施設：複合遊具ガードフェンス、照明灯、木橋
		複合遊具		C：ボルトナットの突起あり。
		シェルター（10m² 以下）		C：支柱部金具腐蝕・欠落あり。梁部羽子板・カスガイ腐蝕。屋根部屋根材・根太が腐朽。座板部脚部地際腐朽。
		藤棚（10m² 以上）		C：梁部・ルーバー部腐朽進行。
		シェルター		C：屋根部欠落(撤去済)柱のみ残置。
		ガードフェンス		C：錆腐食多数あり。
		照明灯		D:支柱腐食多数あり。
		橋（鋼製合成桁）		C：柵部分に破損あり　桁部分に錆腐食あり。
		木橋		D:床版腐食穴あり。
松の岱公園	街区公園		1974 年（47 年）（昭和 49 年）	◆余寿命期間超過施設：スツール、水飲み台、藤棚◆緊急度高施設：藤棚
		トイレ		C：閉鎖中。
		スツール(遊具)		C：基礎部未固定ぐらつきあり。
		水飲み台		C：閉鎖中。
		藤棚		D：木製、支柱部地際及び梁部腐食。
九艘川公園	街区歴史公園		1991 年（30 年）（平成 3 年）	◆余寿命期間超過施設：駐車場◆緊急度高施設：休憩施設、門、木塀、トイレ、解説板
		休憩施設		C：支柱部地際腐食。
		門		C：取付ボルト腐食。
		木塀 1		C：全体的に劣化進展。
		トイレ		C：閉鎖中、壁部のコンクリートに亀裂。
		木塀 2		C：全体的に劣化進展。
		木塀 3		C：支柱地際の土台部分が腐朽している。
		研ぎ出しすべり台		C：安全確保のため、ガイドバー設置が必要。
		解説板		C：板面が消えかかっている。
		汚水ポンプ盤		C：使用停止中

江差町公園　点検結果（NO.2）

公園名称	種別	主な施設概要	建設年度（供用）（西暦＆元号）	点検結果の概要（C,D 評価抜粋を記載）
茂尻児童公園	児童公園		1980 年（41 年） （昭和 55 年）	◆余寿命期間超過施設：ベンチ、水飲み台、縁台、複合遊具◆緊急度高施設：ベンチ、水飲み台
		ベンチ 1		C：脚部地際腐食進展中
		水飲み台		C：本体コンクリートに亀裂あり。
		ベンチ 3		C：脚部上部に腐蝕に穴あき。座板木部に欠けあり。
		ベンチ 4		C：脚部上部腐食進展中
		フェンス 1		C：フェンス部横パイプが外れている。
江差運動公園	運動公園		1987 年（34 年） （昭和 62 年）	◆余寿命期間超過施設：屋外卓、ベンチ、水飲み台◆緊急度高施設：橋梁、ベンチ、水飲み台、河川周辺フェンス
		橋 1		C：手摺部格子が欠落あり、コンクリート部劣化進展中
		シェルター（10m² 以下）		C：屋根梁部・桁部、屋根裏材の腐蝕が進行している
		野外卓 1～2		C：テーブル部・ベンチ部の腐蝕が進行している
		野外卓 3～4		C：テーブル部の腐蝕が進行している
		ベンチ 4		D：座板接合部腐朽著しく、ぐらつきあり
		水飲み台 2		C：蛇口なし、利用不可
		ベンチ 11		C：脚部地際付近腐朽、支柱断面欠落
		屋外卓 6		C：テーブル天板部腐朽
		2～3号橋周辺フエンス		C：部分的に著しい腐食あり
		管理用道路フェンス		C：フェンス下端部錆腐食が著しい。
逆川森林公園	森林公園		1976 年（45 年） （昭和 51 年）	◆余寿命期間超過施設：水飲み台、ベンチ、木製遊具、炊事場、焼き台、木製デッキ、吊り橋等◆緊急度高施設：余寿命期間超過施設と同様
		水飲み台		D：本体部、タイル剥離・コンクリート割れあり。
		ベンチ 1～2		D：座板部腐朽。
		丸太登り		D：著しい腐朽、割れあり、利用不可
		くぐり渡り		D：横木部に著しい腐朽あり、利用不可
		ベンチ 3～5		C：腐朽・傾倒あり
		ステップ丸太		C：地際腐朽が進行中。
		トイレ		C：窓（ポリカーボネード製）破損
		炊事場		D：腐食進展、利用不可
		シェルター（10m² 以上）		D：全体に腐朽・腐蝕・破損が進行している
		焼き台 1・3		C：ベンチ脚部地際腐食進展
		木製橋デッキ		D：腐食進展、利用不可
		吊り橋		D：腐食進展、利用不可
檜山道立自然公園（かもめ島）	自然公園		1979 年（42 年） （昭和 54 年）	◆余寿命期間超過施設：水飲み台◆緊急度高施設：トイレ、ステージ
		背無ベンチ		C：基礎部腐食、ぐらつきあり
		水飲み台		D：使用禁止中
		トイレ（島上）		C：外壁ひび割れ等あり。
		ステージ		C：石張タイル壁剥離、床ひび割れ点在
		遊歩道柵		D：木柵部破損多数あり
		照明		D：2本が養生中(全 11 灯)
		鴎島展望灯台		C：外壁等ひび割れ、経年劣化進展

第 4 章　改修等の基本的な方針及び施設整備水準の設定業務

4-1 改修等の基本的な方針

（1）背景

我が国は高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が急速にしている。この状況を踏まえ、国土交通省では平成 25 年「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体が一丸となったインフラの戦略的な維持管理・更新計画を推進している。

「公園施設長寿命化計画」はこの「インフラ長寿命化基本計画」における「個別施設計画」の一つに位置づけられており、地方公共団体が管理する都市公園についても同様な取り組みが実施されるよう、国土交通省は平成 24 年に「公園施設長寿命化計画策定指針(案)(平成 30 年度改訂)を作成し、公園施設の計画的な取り組みが進められている。

インフラ長寿命化基本計画の体系

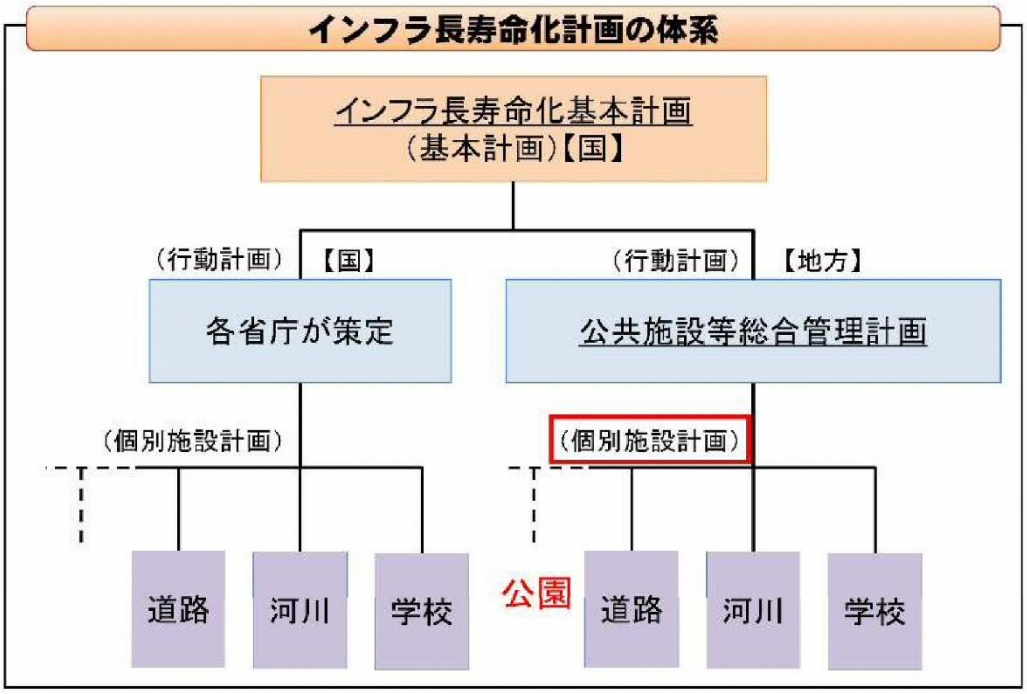

「総務省 HP(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html)」

（2）目的

上記背景を受け、本業務では江差町で管理する公園内の遊具や各施設について、計画的な維持管理や更新を行うために、以下の内容について計画を立案することを目的とする。

・対象とする公園や施設、計画期間
・施設ごとの管理方法、維持保全や補修、更新等に関する考え方
・施設ごとの年次計画（維持保全、補修、更新等の実施年度、金額等）

(3) 目指すべき方向性

公園施設等の長寿命化計画の策定に対しては、限定される予算のなかで施設の機能保全のための施設改修、補修、更新などの維持管理を計画的に行うための仕組みが重要である。このため、日常的な維持管理のみを行い施設機能が果たせなくなった時点で更新する場合(事後保全)と、定期的な補修等により劣化を予防し、一定の機能回復する場合（予防保全）とのコスト比較を行い、最も改修費用が低廉となる手法に基づき、計画的な維持管理に取り組むことが肝要である。

また、施設の機能ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識し、安全性、経済性、必要機能の確保の観点から撤去や集約化も含め検討し、施設機能の保全と改修費用の削減を目指す必要がある。

公園施設の維持管理では、相当数の施設があることから全ての施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性、地域の実情に沿った対応方針により、目標とすべき管理水準に応じ、メリハリのあるストックマネジメントを実施していくことが望ましい。

公園施設等の維持管理については公共事業予算で行われるため、地域住民への説明責任を的確に果たしていく責務があり、これら取り組みに対する情報発信するアカウンタビリティの確保の観点が重要である。

(4) 第 6 次江差町総合計画（公園）（第 6 次江差町総合計画Ｐ.133）

1) 公園の重要課題

- 観光振興や市街地の賑わい創出の観点から、道立自然公園かもめ島とその周辺地区については、住民ニーズを踏まえ北の江の島構想の推進及びみなとオアシス江差の振興と調和を図りながら土地利用を検討する必要があります。
- 老朽化した遊具や設備を撤去してきたこともあり、遊具が不足している公園もあります。
- ベンチなどの設備が不足している公園もあるほか、トイレが老朽化している公園もあります。
- 公園の場所や公園まで行くルートがわかりづらいという指摘もあります。
- 北部地域に子どもたちが安全に遊べる場を確保してほしいというニーズがあります。

2) 改修等の基本方針

江差町第 6 次総合計画では公園の改修等に関し、以下を基本方針としている。

基本方針

❶全国の公園などにおいて遊具での事故が多発しています。また、遊具以外の公園設備の老朽化も進んでいることから、（ア）利用者の安全性の確保、（イ）利用者の快適性の確保、（ウ）公園機能（環境保全・景観形成・コミュニティ形成・健康レクリエーション・防災）の確保に努めます。

❷北部地域においては、子どもたちが安全に遊べる場所が確保できないか検討をしていきます。

3）重点施策

施　策　名	主　な　事　業
公園の遊具・設備の整備	■それぞれの地域特性や公園の性質等に即した遊具・設備の更新又は整備
公園へのアクセス向上	■公園への案内看板の見直しや Google マップでの登録
北部地域の子どもの遊び場の確保	■安全に子どもたちが遊べる土地の確保の検討

4）継続施策

施　策　名	主　な　事　業
公園の遊具・設備の維持管理	■遊具・設備の保守、維持管理 ■老朽化した遊具・整備の補修、撤去
道立自然公園かもめ島の環境保全	■道立自然公園かもめ島の環境保全の取り組み推進

4-2 施設整備水準の設定

江差町の公園施設は昭和 50 年代から平成初期に整備されている施設が多く、供用後約 40 数年を経過、施設全体として老朽化が進展している。このため、公園及び遊具施設の補修、撤去、更新が必要とされている。

このため江差町第 6 次総合計画（公園）の基本方針等を踏まえ、施設整備水準は以下に設定するものとする。

江差町公園施設整備水準の設定

公園施設	整備水準内容
広場、園路、駐車場	既存の舗装状況や芝生状況を適宜、監視し、劣化が進行しないよう部分的な補修を行い、利用者の安全性を確保する。
遊具	それぞれの地域特性や公園の性質に即し、遊具設備の更新、整備を行う。但し、老朽化が著しい木製遊具等で安全性の確保が困難な施設については利用状況等を勘案した上で撤去、補修を検討する。
トイレ、シェルター	利用者の快適性、老朽化等を勘案し、劣化が進行しないよう補修・更新を行う。不安全要素が懸念される施設については、利用状況を勘案した上で撤去を検討する。
ベンチ等休憩施設	座面については補修を適宜実施する。地中基礎部についても腐食が進展しないよう点検補修を行い、利用者の安全性を確保する。

第 5 章　長寿命化計画の策定・運用

5-1 公園施設長寿命化計画の策定

(1) 公園施設長寿命化の策定内容

公園施設の長寿命化対策の検討は、まず、予防保全型管理を行う場合と事後保全型管理を行う場合を検討し、健全度調査・判定結果を踏まえ、施設ごとに長寿命化対策を行う場合の時期や対策内容を設定する。その上で予防保全型管理、事後保全型管理それぞれに要する費用、使用見込み期間を用いて、単年度あたりのコストの額を算出する。

これまでの維持管理方法や施設の老朽度に応じて、予防保全による機能回復が有利であるか、耐用期間が長期で必要に応じて適宜補修することが有利であるかを勘案し、管理類型（予防保全型管理、事後保全型管理）を決定する。

これらの検討結果を整理し、長寿命化対策や更新を行う年度や費用に偏りがないよう調整(平準化等)を行い、長寿命化計画として取り纏める。

次ページに公園長寿命化計画の策定フローを示す。

(2) 公園施設の長寿命化計画の策定フロー

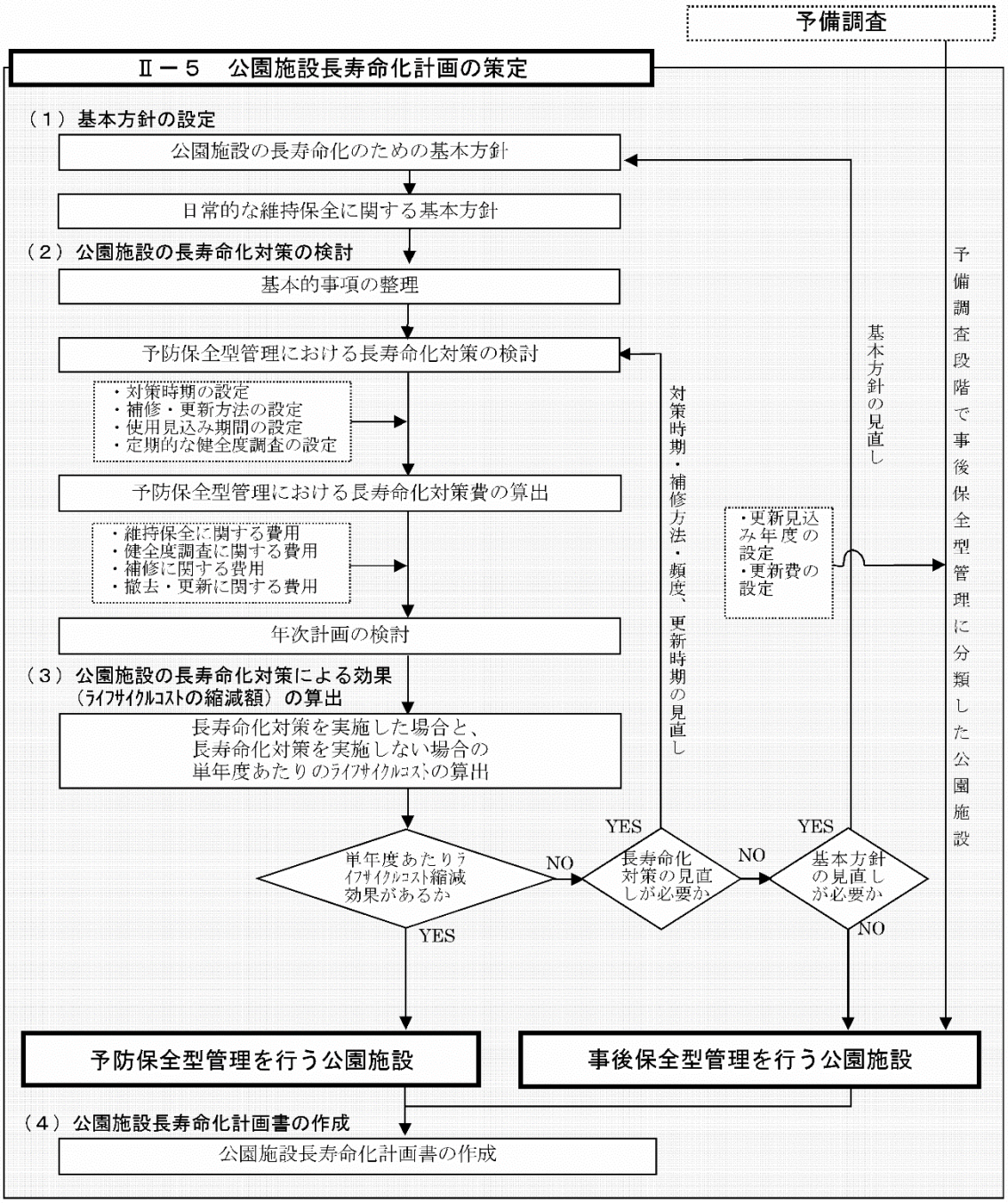

公園施設の長寿命化計画の策定フロー

(H30 年 10 月公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】

5-2 計画的な維持管理

予防保全型管理と事後保全型管理の概念図を以下に示す。予防保全型管理では健全度調査を実施し、長寿命化を検討する。事後保全型管理では施設の劣化や損傷の進行を判断して撤去・更新する。

予防保全型管理と事後保全型管理の概念図

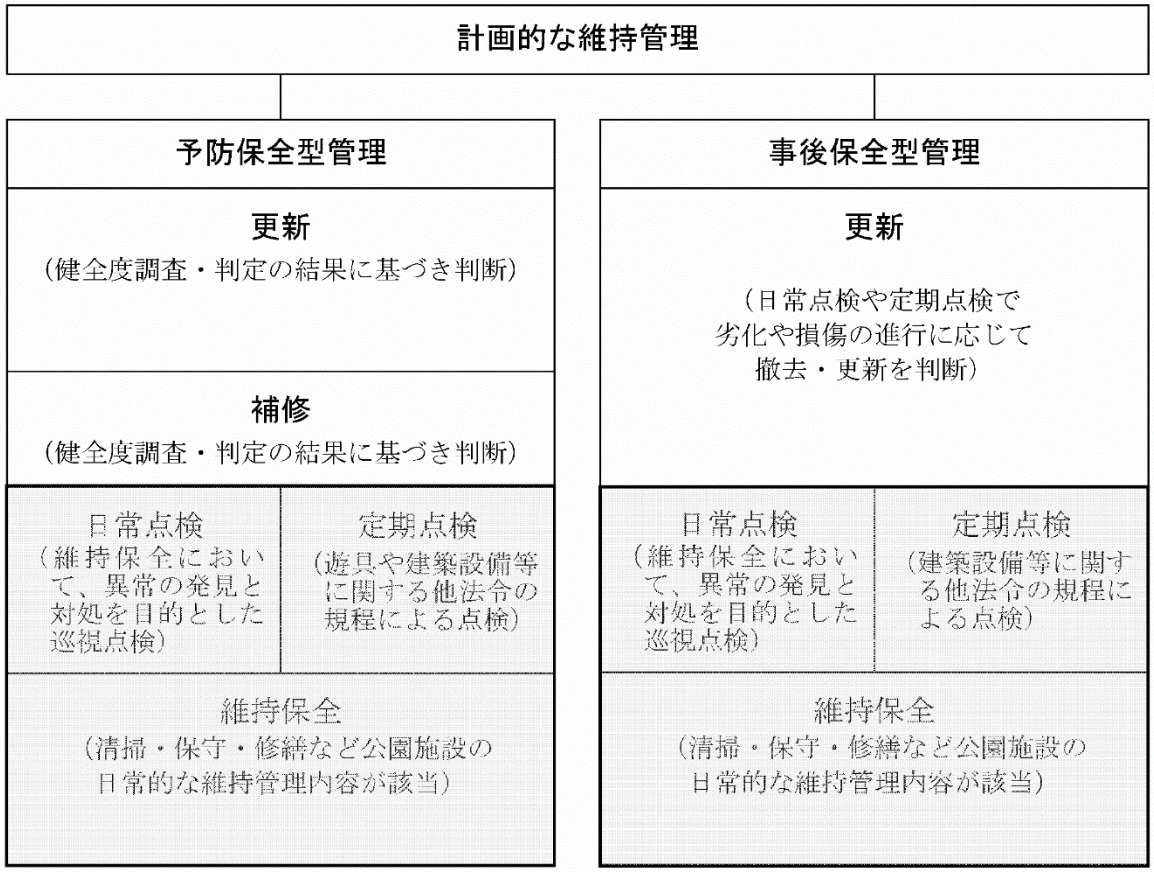

(1) 予防保全型管理、事後保全型管理の分類

公園施設毎の概ねの管理類型は次表に整理される。但し、遊具については安全確保に必要となる装置を最優先とした予防保全型管理を行うものとする。

事後保全管理を行う施設は施設の規模にもよるが、園路や公園広場の舗装、駐車場等、キャンプ場等コストをかけて長寿命化対策を行っても、延命効果が小さいものは事後保全と判断するものとする。以下に公園施設ごとの管理分類型の例を示す。本計画でもこれを参照することとする。

表－１　公園施設ごとの管理類型の例

		公園施設種別							
		園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理を行う候補 （ﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽﾄ算出結果により、予防保全型管理又は事後保全型管理の判断が必要となる施設）	一般施設		・噴水等 ・日陰だな（10 ㎡以上）	・休憩所、四阿、パーゴラ等（10 ㎡以上）	・バックネット、バスケットゴール等※	・ステージ、デッキ、記念碑等（鋼製のモニュメント等）		・照明施設、引込柱、時計、門・柵（高価なもの、転落防止目的等）※	
	土木構造物	・橋梁（10m以上） ＊鋼橋はすべて	―	―	・野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等	・植物園、動物園、野外劇場、水族館、図書館、体験学習施設等の教養施設	―	・水門、雨水貯留施設（地下式除く）、 ・擁壁・護岸（高さ 2m 以上の RC 構造）	―
	建築物			・ﾋﾟｸﾆｯｸ場、ｷｬﾝﾌﾟ場等の建築物（10 ㎡以上）			・売店、便所、飲食店、宿泊施設等（10 ㎡以上） ・駐車場（立体式）	・管理事務所等（10 ㎡以上） ・発電施設等	・展望台等（10 ㎡以上）
	各種設備	・法令等で点検が必要な施設							
事後保全型管理	一般施設	・園路や広場の舗装、縁石等	・日陰だな（10 ㎡未満） ・花壇、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等	・休憩所、四阿、パーゴラ等（10 ㎡未満） ・汎用品のベンチ、野外卓	・バックネット、バスケットゴール等※ ・ゲートボール場、テニスコート等の簡易な運動施設	・記念碑等（石碑等）	・駐車場（立体式を除く）、水飲場、手洗い場	・照明施設、引込柱、時計、門・柵（安価なもの）※ ・車止め、側溝・排水ます、掲示板、標識、くず箱等 ・水道、暗渠、電線等地下埋設物	
	土木構造物	・橋梁（10m未満）						・擁壁・護岸（高さ 2m 未満、石積み、間知ブロック、補強土等）	
	建築物			・ﾋﾟｸﾆｯｸ場、ｷｬﾝﾌﾟ場等の建築物（10 ㎡未満）	・簡易な構造の更衣所、控え室、運動用具倉庫、シャワー室等の工作物		・売店、便所、飲食店、宿泊施設等（10 ㎡未満） ・時計台等	・倉庫、車庫等でプレハブ等簡易な構造の建築物	・展望台等（10 ㎡未満）
	各種設備	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等							

※の施設について、健全度調査（「Ⅱ－４健全度調査と健全度・緊急度判定」参照）の結果がＢ判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。健全度調査の結果がＣとなったものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断してよい。

（※健全度調査・判定の詳細は、P27～37 を参照）

出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】平成 30 年 10 月　国土交通省都市局

5-3 修繕・改築計画

5-3-1 施設重要度の設定

施設点検による健全度・危険度の総合的な判定では、A＜B＜C＜D ランク順で修繕や改築更新の優先度（緊急度）が高くなる。しかし、同じランクの施設でも、利用形態や劣化度により、想定される人的被害等の影響の度合いが異なるため、同ランクでも一概にグルーピングすることは精度に欠ける。

従って、施設別に重要度を設定し長寿命化計画策定の優劣の判断材料の一つとする。

表 2　施設重要度の設定

重要度	内容		評価指標（重要度）
1	公園の利用や管理に対して軽微な影響を与える施設	水飲台、ベンチ、修景施設など	低い
2	公園の利用や管理に対して中位な影響を与える施設	一般的な公園施設	↕
3	公園の利用や管理に対して大きな影響を与える施設	利用者が多い公園の主要施設、集中管理施設、安全対策施設	高い

参考 出典：「公園施設長寿命化計画策定要領」（平成 22 年 7 月）

利用形態による施設重要度は以下の方針により設定する。

(1) 遊具施設

遊具施設は、一般的に回転系、振動系、上下動系など、利用目的により細かく分類することができ、可動式遊具と非可動式遊具に大別することができる。可動式遊具は非可動式遊具に比べ施設規模が大きく、劣化による物的ハザードも大きいことが多いが、非可動式遊具においても重度な障害をもたらした事故が起きている事例があることから、遊具施設全般を重要度「3」とする。

(2) 休養施設

休養施設は、公園の利用や管理に対して軽微な影響に留まる施設であるため、重要度は「1」を基本とする。但し、四阿やパーゴラ等の大型施設はベンチ等に比べ劣化による人的影響が大きいため重要度は「2」とする。

(3) 管理施設

転落防止柵やフェンスは劣化による人的影響が大きいため重要度は「3」とする。照明灯は公園の利用や管理に対して中位な影響となる施設であることから重要度は「2」とする。

(4) 便益施設（トイレ、水飲み場等）

便益施設の重要度は「１」とする。

5-4 優先度の設定

公園施設の修繕・改築の年次計画を策定するにあたり、予算の平準化を行う際の修繕及び改築の優先順位を検討する。

予算平準化のイメージ

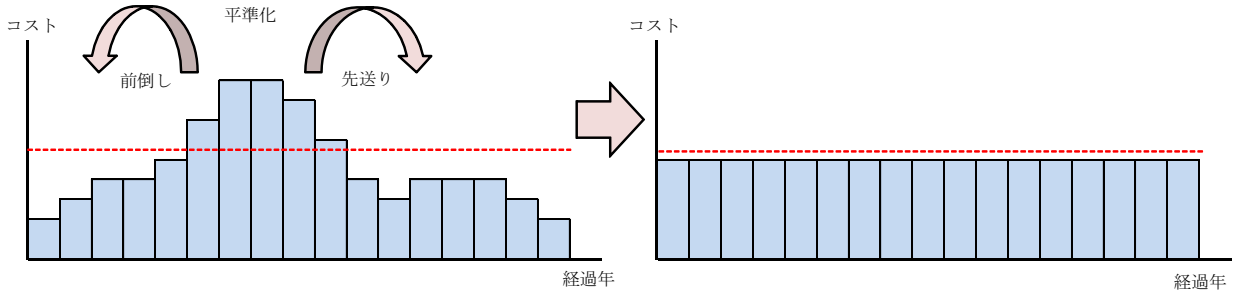

公園施設の修繕・改築の優先度は施設調査による健全度・危険度の「総合的な判定（総合判定）」及び「施設重要度」に応じて評価し設定する。

優先度評価方法の概念図

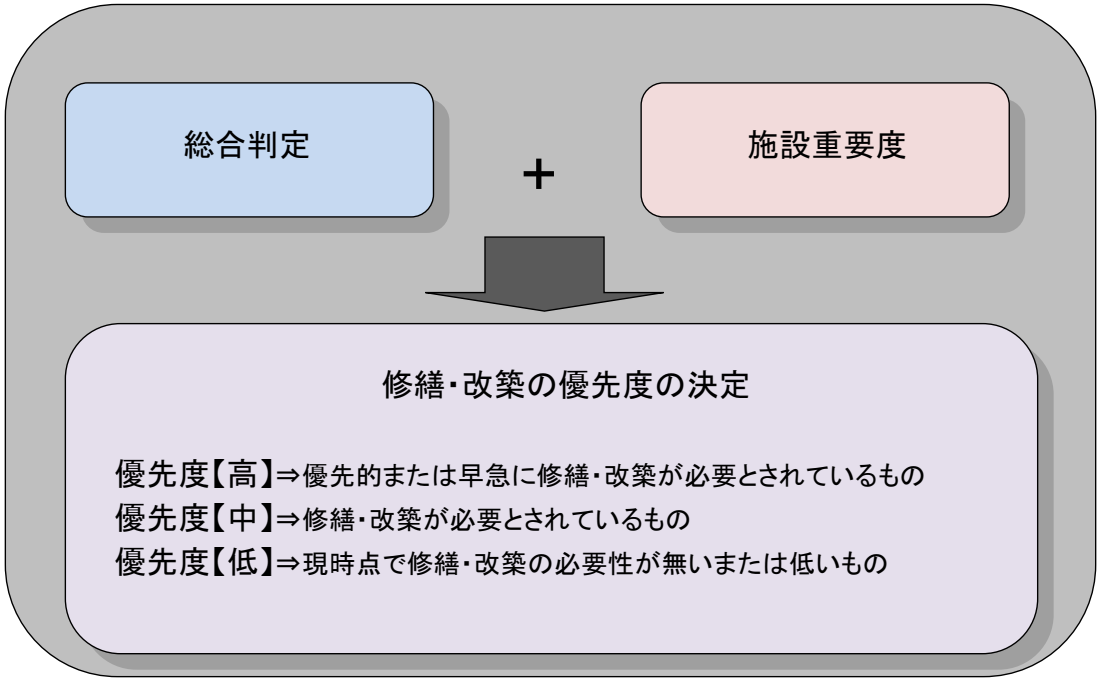

表 3 修繕・改築優先度判定表

<table>
<tr><th>総合判定</th><th>施設重要度</th><th>修繕・改築の優先度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">A</td><td>1</td><td rowspan="5">低</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>1</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="3">中</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td>1</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="3">高</td></tr>
<tr><td rowspan="3">D</td><td>1</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

5-5 基本方針の設定

優先度が「高」と設定された公園施設に対しては、長寿命化のための補修、もしくは更新を中心とする。現在健全である公園施設についても定期的な補修を実施し、長期間にわたる機能発揮を目指すため、以下の方針を設定する。

(1) 基本方針

・安全で快適な公園及び公園施設整備により、公園利用者が安心できる都市公園を町民に提供する。
・円滑な維持管理計画の「予防保全的管理」により、施設機能の向上や保持さらにはライフサイクルコストの縮減を図る。
・公園周辺の社会条件や地域住民のニーズに沿った効果的・改築計画とする。

(2) 定期的な健全度調査の方針

施設の健全性及び機能維持の観点から、以下の定期的健全度調査を計画する。

◆概ね 5 年に 1 回以上を標準

a 一般施設
b 土木構造物
c 建築物（100m^{2}以上の特殊建築物以外）

◆毎年実施

a 遊具
b 各種設備（法令などの規定による点検）
但し、日常の維持保全の中で異常を発見した場合は、健全度調査を実施する。

(3) 日常的な維持保全に関する基本方針

1) 公園の管理

a) 日常点検

遊戯施設の日常点検は概ね月 1 回以上を目標とする。変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて実施する。

詳細な情報が必要な場合は専門技術を有する者に委託し、精密点検を行う。

b) 定期点検

定期点検とは、専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または用具・測定器具の使用により、定期的に行う点検であり、施設の作動、摩耗状態、変形等の異常について調べる劣化判定と診断を行うものである。

定期点検の範囲及び実施頻度は、年 1 回を標準として、施設の利用状況や設置環境の違い、重点点検項目の有無などを踏まえて、必要に応じて定めることとする。

定期点検は専門技術者によって作成される点検チェックリストにそって実施する。点検の際は前回の点検記録を携行し、劣化の進行状況を見て補修の時期を判断する。

＜定期点検の留意点＞

公園施設のうち遊具の定期点検に際して留意すべき点を以下に記す。

・点検作業は JPFA が認定する「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」の資格を有するものもしくは同等以上の知識を有する者が行うことが望ましい。
・初回時の定期点検では、製品と JPFA が規定する規格基準との適合性と製品の劣化状況の判定を行い、次回からは、経年変化により生じる劣化に対してのみ点検を行う。
・点検に際しては、過去の点検結果などから、点検対象となる施設の特性について十分把握した上で行うものとする。
・点検に際しては、点検に必要な資料（点検表・図面等）、ノギス等の計測器、カメラ、その他の器具を携帯し、確実な点検を行うものとする。

ｃ）臨時点検

臨時点検は、台風・豪雨等の異常気象時や震度 4 以上の地震発生その他の事由により、施設に異常箇所が生じる恐れがある場合に、職員等が施設及び施設周辺状況について、必要に応じて臨時的に実施するものである。また、利用者がけがをした場合、または他公園などにおいて類似施設による事故があった場合も同様とする。

ｄ）精密点検

日常点検、定期点検、臨時点検等により、施設の不具合が発見され、必要な措置を検討する際、さらに精度の高い診断結果が必要な時に、専門技術者により実施されるものである。必要に応じて施設を分解し、専用計測器等を使用して詳細に点検を行う。精密検査は、その作業に必要な専門知識や経験を有する専門技術者が行う。また、精密点検に際しては、以下の点に留意する。

＜精密点検の留意点＞

・遊具の点検作業は JPFA が認定する「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」の資格を有するものもしくは同等以上の知識を有する者が行うことが望ましい。
・日常点検や定期点検において「不良」と判断された部位について、より精密な点検を行う。またその際は目視・触診、打診・聴診に加えて、メジャーやノギス等の計測器やさらに高度な計測器を用いて測定を行う。

ｅ）点検後の対応

点検時に異常を発見した場合は、緊急性などを考慮し適切な対応を図る。ボルト・ナットの締め固め、汚れ・ごみの除去など、その場で対応できるもの、応急措置を必要とするもの、修繕等の対応をはかるまでの間、使用禁止措置をとるべきものについて、点検者は適切に判断し、必要な対応をとるものとする。

点検結果については、記録を保存するとともに、異常の発見状況を管理者に報告し、必要に応じて現地確認、精密点検を行った上で、修繕・撤去等の対応策について検討する。

5-6 江差町公園施設の長寿命化対策の検討

(1) 計画期間

計画期間は、令和 4 年度（2022）から令和 13 年度（2031）までの 10 年間とする。

(2) 使用見込み期間

ａ） 予防保全型管理における使用見込み期間

「整備時からの経過期間」に「対策期間」に実施した補修（１回～複数回）により長寿命化が図られた「延命期間」を加えた期間とする。

ｂ） 事後保全型における使用見込み期間

使用見込み期間は、「処分制限期間」、経過後「劣化が著しく進行するまでの期間」とする。

(3) 更新見込み年度

公園施設の更新見込み年度は使用見込み期間の終了年度とする。

(4) 処分制限期間を超えて使用されている施設の使用見込み期間の設定

（ａ）予防保全型管理

処分制限期間を超えて使用されている施設の使用見込み期間は類似施設の更新実績を優先して設定する。データ等が明確でない場合は下表の設定例を参照するものとする。

《参考》

使用見込み期間の設定例

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全おける 使用見込み期間
処分制限期間が 20 年未満の施設	処分制限期間の２倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定 （処分制限×2.4）
処分制限期間が 20 年以上～40 年未満の施設	処分制限期間の 1.5 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定 （処分制限×1.8）
処分制限期間が 40 年以上の施設	処分制限期間の１倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 と設定 （処分制限×1.2）
※この設定は、本指針策定時に行った地方公共団体へのモニタリング調査結果で得られたデータに基づき便宜的に定めたものであり、合理的な根拠となるデータに基づくものではないこと、また地域性、気象条件や利用状況等により適宜調整すべきものであることに留意されたい。		

（ｂ）事後保全型管理

処分制限期間を超えて使用されている施設の使用見込み期間は類似施設の更新実績を優先して設定する。更新実績がない場合は前記の表を参考に処分制限期間の２倍を標準として処分制限期間に応じて段階的に1.5倍、1.8倍と設定する。

但しこの設定は、地域性や利用状況に応じて適宜調整すべきものである。

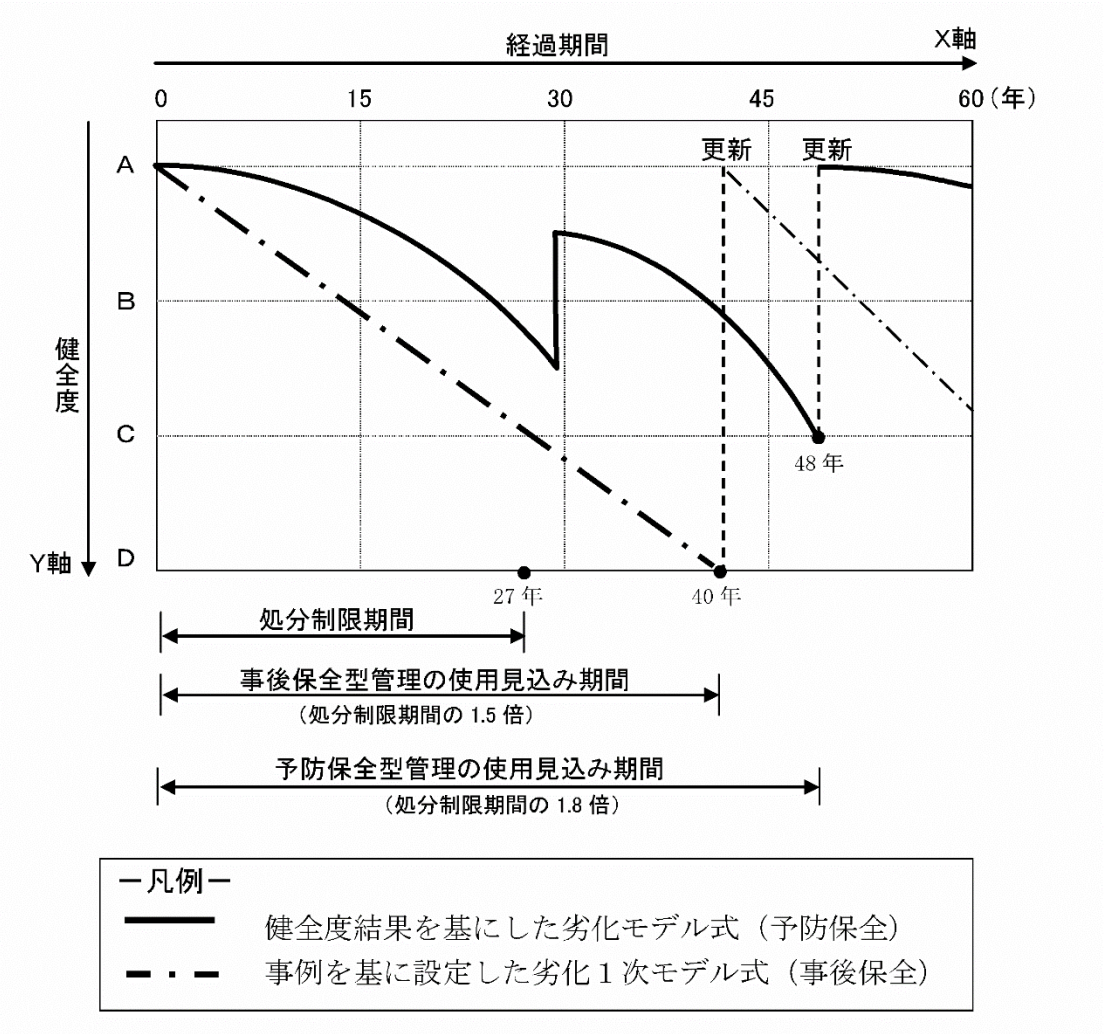

更新見込み年度の概念図

（ｃ）使用見込み期間の設定例

使用見込み期間をそのまま適用すると、処分制限の大小の関係が使用見込みで逆になるケースが存在するため、これを補正したものを以下の表に示す。

《参考》　　使用見込み期間の設定例（補正後）

処分制限期間（年）	使用見込み期間（年）	
	事後保全型管理	予防保全型管理
7	14	17
8	16	19
9	18	22
10	20	24
11	22	26
12	24	29
13	26	31
14	28	34
15	30	36
16	30	36
17	30	36
18	30	36
19	30	36
20	30	36
21	32	38
22	33	40
23	35	41
24	36	43
25	38	45
26	39	47
27	40	48
28	40	48
29	40	48
30	40	48
31	40	48
32	40	48
33	40	48
34	40	48
35	40	48
36	40	48
37	40	48
38	40	48
39	40	48
40	40	48
41	41	49
42	42	50
43	43	52
44	44	53
45	45	54
46	46	55
47	47	56
48	48	58
49	49	59
50	50	60
51	51	61
52	52	62
53	53	64
54	54	65
55	55	66
56	56	67
57	57	68
58	58	70
59	59	71
60	60	72

5-7 管理区分の設定

（1）管理区分設定表

本計画では前記に示した管理分類型の例から、公園施設の管理区分を以下に設定した。

管理区分設定表

公園施設	管理区分	遊具	管理区分
水飲み台	予防保全	ステージ	予防保全
ベンチ類、縁台、屋外卓	予防保全	遊歩道	事後保全
シェルター	予防保全	遊歩道柵	予防保全
藤棚	予防保全	記念碑	予防保全
園路	事後保全	照明	予防保全
芝生公園	事後保全	展望灯台	予防保全
遊具広場	事後保全	複合遊具	予防保全
砕石舗装	事後保全	固定遊具	予防保全
池	事後保全	丸太登り	予防保全
景石	事後保全	くぐり渡り	予防保全
流路	予防保全	ステップ丸太	予防保全
ガードフェンス	予防保全	焼き台	予防保全
石積棚	予防保全		
植栽	事後保全		
トイレ	予防保全		
橋梁	予防保全		
木橋	予防保全		
園名板、解説板、サイン	予防保全		
スツール	予防保全		
駐車場	事後保全		
休憩施設	予防保全		
門	予防保全		
木塀	予防保全		
研ぎ出し滑り台	予防保全		
車止め	予防保全		
汚水ポンプ盤	予防保全		
物置	予防保全		
木製デッキ	予防保全		
吊り橋	予防保全		

5-8 各公園の改修方針

各公園施設の劣化状況や優先順位等を勘案し以下の改修方針を設定した。

（1）各公園施設の改修方針

江差町公園　点検結果、改修方針総括表(NO.1)

公園名称	種別	主な施設概要	点検結果の概要(C,D 評価抜粋を記載)	改修方針
えぞだて公園	街区歴史公園		市街地に立地、歴史的建物があり、来訪者は比較的多い。園路、芝生公園等は比較的管理状況良好である。◆余寿命期間超過施設:水飲み台、藤棚、木橋、園名板(木製)◆緊急度高施設:複合遊具、シェルター、藤棚、ガードフェンス、照明灯、鋼製橋梁(合成桁)木橋	
		芝生公園	管理状況良好	事後保全(適宜補修を実施)
		園路	管理状況良好	事後保全(適宜補修を実施)
		複合遊具	C:ボルトナットの突起あり	危険リスク除去のため、早期補修が必要
		ガードフェンス	C:錆腐食多数あり	腐食著しい箇所は欠損等あり、緊急度高く、早期補修が必要
		照明灯	D:支柱腐食多数あり	1基欠落あり、早期更新が必要
		ベンチ		予防保全対策を継続
		橋梁	桁塗装剥離進展、手摺一部欠損	桁塗装補修、手摺補修、劣化進展、加速期移行前に早期優先実施を計画
		木橋	D:床版腐食穴あり、使用禁止措置実施	床板腐食穴、早期撤去、更新が必要
		園名板	余寿命期間超過	主要部材腐食進展、早期補修が必要
		広場	事後保全	
		池	事後保全	
		景石	事後保全	
		植栽	事後保全	
		その他施設		予防保全対策を継続
松の岱公園	街区公園		市街地に立地、公園は市街地とその丘の上(閉鎖中の学習センター)と2つのエリアに分かれている。山林に隣接しており、現在は利用客が少ない状況。◆余寿命期間超過施設:スツール、水飲み台、藤棚◆緊急度高施設:藤棚	
		トイレ(閉鎖中)		今後計画を踏まえ、撤去検討要。
		スツール(遊具)	C:基礎部未固定ぐらつきあり	危険回避の観点からも撤去を計画
		藤棚	D:木製、支柱部地際及び梁部腐食	使用不可につき早期撤去を計画
		駐車場(舗装)	事後保全	
		池	事後保全	
		水飲み台		予防保全対策を継続
九艘川公園	街区歴史公園		市街地に立地、歴史的な施設として木蔵、木塀、トイレがあり、自然石、木造建築物を主体とする歴史公園。建築物の要所に鋼板等が使用されている。歴史的町並みとのふれあいができる公園である。現在、トイレは閉鎖中である。◆緊急度高施設:休憩施設、門、木塀、トイレ、解説板	
		休憩施設	C:支柱部地際腐食	早期補修が必要
		木塀	C:全体的に劣化進展	早期補修が必要
		門	C:取付ボルト腐食	早期補修が必要
		トイレ(閉鎖中)	C:閉鎖中、使用不可	早期補修が必要
		シェルター	木造	木造のため、今後劣化進展の可能性が大きい
		ベンチ	近年、塗装補修実施済	
		研ぎ出しすべり台	C:安全確保のため、ガイドバー設置が必要	ガイドバー設置により危険リスクの低減が必要
		駐車場	事後保全	
		その他施設		予防保全対策を継続

江差町公園　点検結果、改修方針 総括表(NO.2)

公園名称	種別	主な施設概要	点検結果の概要(C,D 評価抜粋を記載)	改修方針
茂尻児童公園	児童公園		市街地住宅街に立地する小規模な児童公園。主な遊具は複合遊具のみ。車止めは近年更新済である。ベンチ類は余寿命期間を超過。近年座面を更新済。但し、鋼管基礎は腐食が進展中であり、修繕補修が必要。◆余寿命期間超過施設:ベンチ、水飲み台、縁台、複合遊具◆緊急度高施設:ベンチ、フェンス	
		トイレ(水洗)	近年、外壁塗装実施、アルミドアに交換済	塗装、ドア更新により、機能を改善している。
		水飲み台	C:本体コンクリートに亀裂あり。	
		ベンチ	C:脚部上部腐食進展中	一部ベンチは基礎部腐食により、改善が必要
		縁台	近年、塗装補修実施済	
		遊具	マットに段差あり。(否)	
		固定遊具	安全領域基準(設置間隔)、未達。	コンクリート固定遊具、安全領域基準を満足していないため、早期補修が必要
		その他施設		予防保全対策を継続
江差運動公園	運動公園		郊外に立地する大規模な運動公園。野球場、テニスコート等は別業務で定期点検を継続中。利用客は比較的多く、公園芝生等の除草等維持管理は良好。ベンチや屋外卓が点在している。◆余寿命期間超過施設:屋外卓、ベンチ、水飲み台◆緊急度高施設:橋梁、ベンチ、水飲み台、河川周辺フェンス	
		橋梁	C:手摺部格子が欠落あり、コンクリート部劣化進展中	早期補修が必要
		ベンチ	D一部、座板部端部腐食につき利用不可(更新超過)	早期補修が必要
		屋外卓	C:地際部腐食進展中	早期補修が必要
		水飲み台	C:蛇口なし、利用不可	早期補修が必要
		芝生広場	事後保全	
		休憩広場	事後保全	
		周辺フェンス	C:腐食進展、部分的に著しい箇所建材	早期撤去、更新、補修が必要
		駐車場	事後保全	
		管理用道路／園内道路	事後保全	
		その他施設		予防保全対策を継続
逆川森林公園	森林公園		郊外山間地に立地、供用後約 45 年、施設全体に劣化が進み、ほとんどの施設が利用されていない状況。芝生や除草等管理は良好。木製遊具は使用禁止としている。ベンチ、シェルター、焼台が存在している。◆余寿命期間超過施設:水飲み台、ベンチ、木製遊具、炊事場、シェルター、焼き台、管理棟、木製デッキ、吊り橋等◆緊急度高施設:余寿命期間超過施設と同様	
		炊事場	D:腐食進展、利用不可	早期補修が必要
		焼き台	C:ベンチ脚部地際腐食進展	早期補修が必要
		木製遊具	D:腐食進展、利用不可施設多数	撤去検討要
		管理棟	予防保全	
		ベンチ	D:腐食進展、利用不可多数あり	早期補修が必要
		トイレ	C:窓(ポリカーボネード製)破損	修繕が必要
		木製橋デッキ	D:腐食進展、利用不可	将来的に撤去を検討
		吊り橋	D:腐食進展、利用不可	将来的に撤去を検討
		駐車場	事後保全	
		その他施設		予防保全対策を継続
檜山道立自然公園(かもめ島)	自然公園		観光客、キャンプ場客が多い。島にはベンチが多数設置されており、施設全体の管理状況は良好。木製遊歩道柵は腐食著しい箇所がある。◆余寿命期間超過施設:水飲み台緊急度高施設:水飲み台、トイレ、遊歩道柵、照明	
		島上トイレ	C:外壁ひび割れ等あり。	早期補修が必要
		ステージ	C:石張タイル壁剥離、床ひび割れ健在	計画補修が必要
		遊歩道		予防保全対策を継続
		遊歩道柵	D:一部区間劣化、破損あり、利用禁止措置実施済	早期補修が必要
		その他施設		予防保全対策を継続

5-9 江差町公園施設の改修費用

各公園施設の詳細内容は、後述資料に示す。これに基づく改修費用は以下のとおりである。

(1) 改修費用

改修費用(今後 10 年間) 単位:千円

公園名称	更新金額	撤去金額	補修金額	総括金額
えぞだて公園	11,590	560	3,771	15,921
松の岱公園	0	0	0	0
九艘川公園	18,312	0	2,440	20,752
茂尻児童公園	0	0	710	710
江差町運動公園	6,999	1,250	3,419	11,668
逆川森林公園	0	0	3,540	3,540
道立自然公園	4,608	500	3,540	8,648
計	41,509	2,310	17,420	61,239
割合(%)	68%	4%	28%	100%
年平均費用(10 年間)	4,151	231	1,742	6,124

(2) 各公園別費用

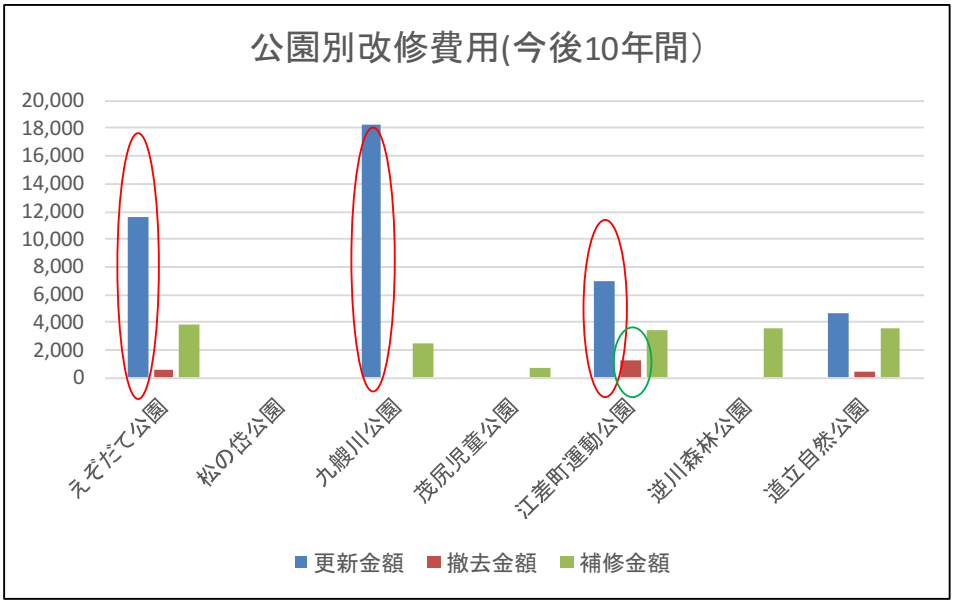

えぞたて、九艘川、江差運動公園の改修費用が特出している。

(3) 年度別費用

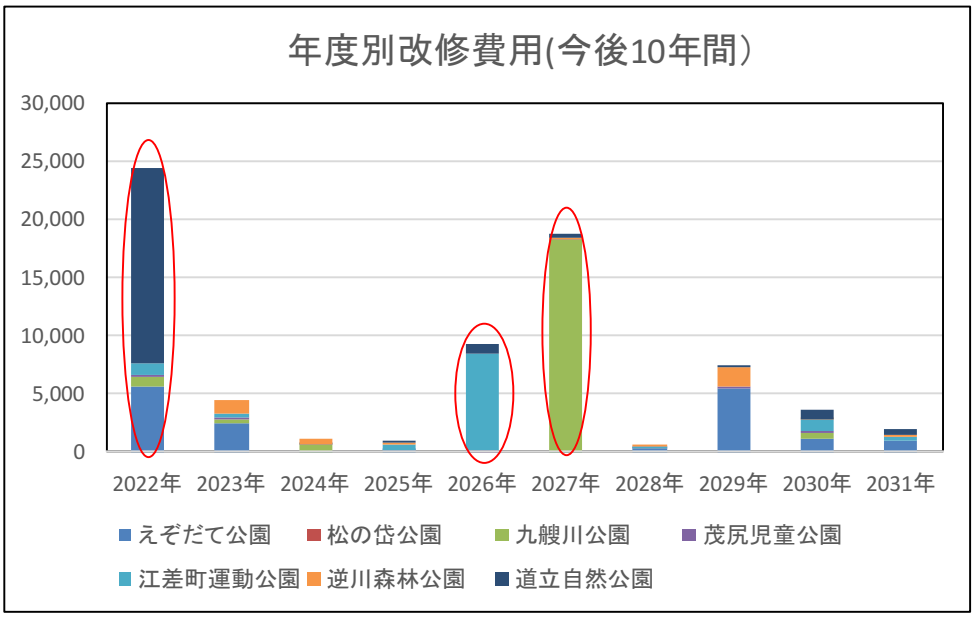

費用ピーク	2022年、2026年、2027年に改修費用が特出 施設の延命化や実施年度スライドによる平準化が必要

(4) 長寿命化計画の課題

・えぞだて公園、九艘川公園や、フェンス等の老朽化が目立つ江差町運動公園の施設更新費用は、全体の 58%を占めている。

・2022 年、2026 年、2027 年に所要費用のピークがあり、平準化による是正が必要である。

5-10 江差町公園長寿命化計画

(1) 長寿命化費用

長寿命化計画では各公園で以下の内容を考慮し、費用の平準化を図った。

公園名称	平準化の考慮内容
えぞたて公園	藤棚の改築及び園銘板を後年度へスライドする。
松の岱公園	安全性の面で遊具は早期撤去する。実施年度調整が必要
九艘川公園	歴史的建物、部材である木製の門、木塀は費用分散の観点から、前倒し、多年次（2か年計画）等を考慮する。
茂尻児童公園	ベンチ、縁台類の修繕時期のスライドにより、費用分散を図る。
江差運動公園	既設フェンス(河川流路への転落防止用)の老朽が進展しており、前倒し及びスライド実施のほか、補修、修繕により延命化を促進する。
逆川森林公園	ダム湖にある木製橋デッキ、吊り橋の撤去については高額な費用を要することから、中期的な予算計画(財源確保計画)を立案した上で後年次へのスライドして実施する。
檜山道立自然公園（かもめ島）	木製遊歩道柵の腐食が著しい区間があり、早期更新が必要であり、必要区間の2か年整備により平準化する。

公園別長寿命化費用(今後 10 年間) 単位:千円

公園名称	更新金額	撤去金額	補修金額	総括金額
えぞだて公園	879	50	2,636	3,565
松の岱公園	0	0	0	0
九艘川公園	60	0	3,860	3,920
茂尻児童公園	0	0	600	600
江差町運動公園	0	800	2,013	2,813
逆川森林公園	0	0	2,490	2,490
道立自然公園	0	0	13,585	13,585
計	939	850	25,184	26,973
当初	41,509	2,310	17,420	61,239
平準化効果(千円)	−40,570	−1,460	7,764	−34,266
割合(%)	3%	3%	93%	100%
当初割合(%)	58%	15%	27%	100%
平準化効果(%)	−55%	−12%	66%	−
年平均費用	94	85	2,518	2,697
当初年平均	3,497	241	1,623	5,360
年平均平準化効果	−3,403	−156	895	−2,663

(2) 各公園別費用

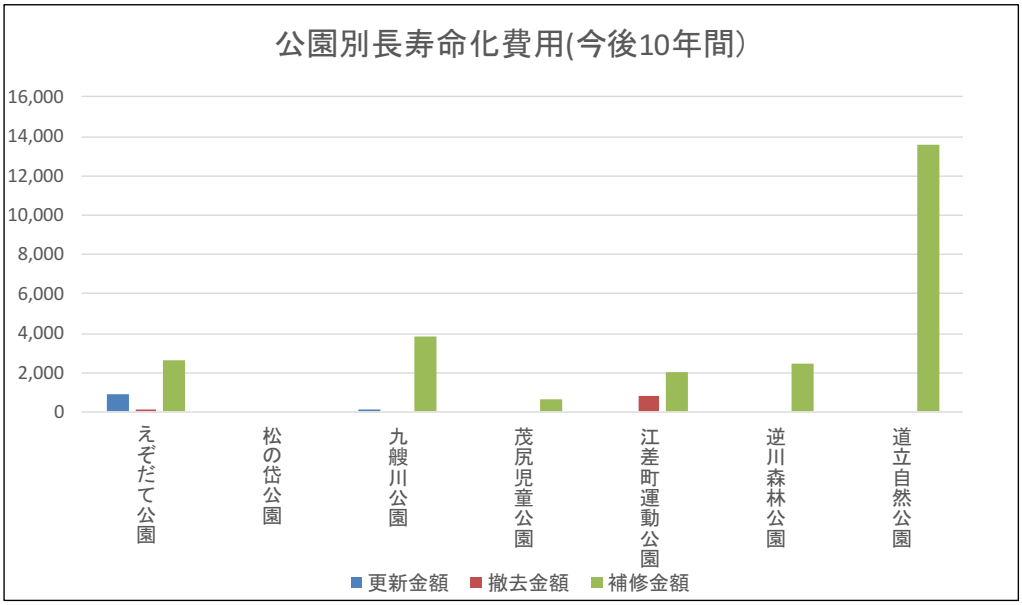

(3) 年度別費用

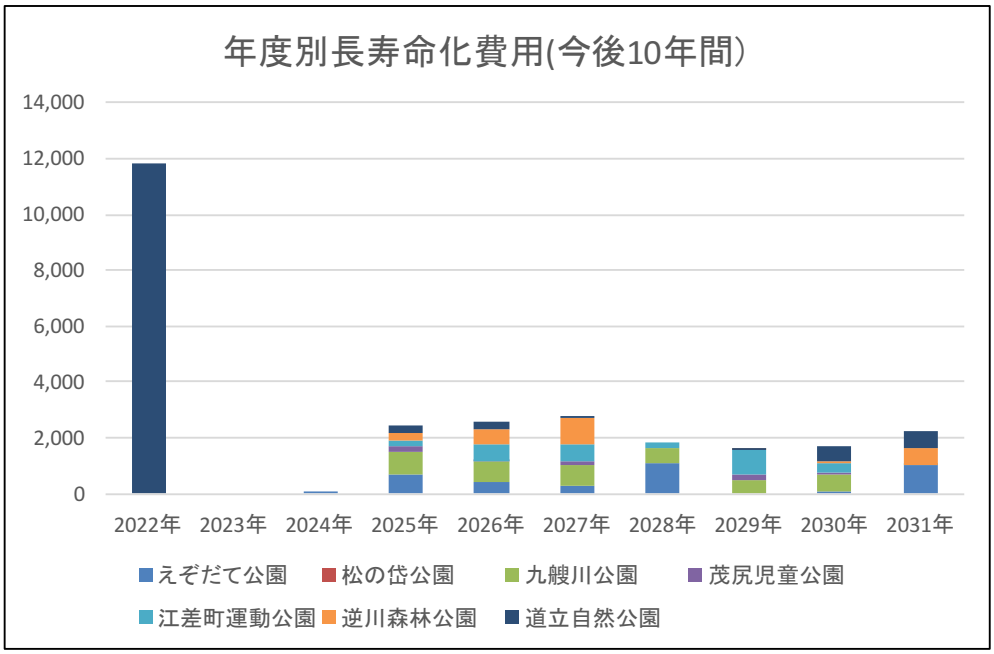

(4) 長寿命化計画策定により予想される効果

更新費用の平準化を行うことにより以下の効果が期待される。

・従来型の改修等と比較し、約 34 百万円のコスト削減が期待できる。

長寿命化計画

所在施設名：えぞだて公園

管理番号：江差町字豊川町55

都市０１　建設年度：1979年（昭和54年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	機能判定 使用	劣化ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数(年)	使用見込み期間(年)	余寿命期間(年)	管理方針	撤去(千円)	修繕(千円)	更新(千円)
01	複合遊具	遊戯施設	予防保全	C	可	c 2	B	高	2010	11	27	16	継続修繕	20	100	3,568
02	水飲み台	便益施設	予防保全	B	可	b	B	低	1979	42	30	6	継続修繕	20	5	448
03	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
04	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
05	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
06	シェルター（10㎡以下）	休養施設	予防保全	C	可	c	C	高	1979	42	41	8	継続修繕	30	60	5,328
07	藤棚（10m²以上）	修景施設	予防保全	C	可	c	B	高	1979	42	14	3	継続修繕	30	10	2,720
08	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
09	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
10	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
11	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	3	継続修繕	5	3	123
12	シェルター	休養施設	予防保全	C	不可	d	A	中	1979	42	45	9	継続修繕	30	5	5,120
13	園路２５	園路施設	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	35	7	事後対策	—	—	—
14	園路Aタイプ	園路施設	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	35	7	事後対策	—	—	—
15	園路Bタイプ	園路広場	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	35	7	事後対策	—	—	—
16	芝生公園	園路広場	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	60	12	事後対策	—	—	—
17	遊具広場	園路広場	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	60	12	事後対策	—	—	—
18	砕石舗装広場	園路広場	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	35	7	事後対策	—	—	—
19	池	修景施設	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	60	12	事後対策	—	—	—
20	景石	修景施設	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	60	12	事後対策	—	—	—
21	流路(積ブロック擁壁)	管理施設	予防保全	B	可	b	—	中	1979	42	60	12	継続修繕	30	1,000	56,000
22	ガードフェンス	管理施設	予防保全	C	不可	d	C	高	1979	42	38	8	継続修繕	420	280	1,950
23	石積柵	管理施設	予防保全	B	可	b	—	低	1979	42	60	12	事後対策	—	—	—
24	照明塔	管理施設	予防保全	D	不可	d	C	高	1979	42	41	8	継続修繕	20	40	574
25	植栽	修景施設	事後保全	B	可	b	—	低	1979	42	40	8	継続修繕	—	—	—
26	トイレ（RC造）	便益施設	予防保全	B	可	c	B	中	1979	42	71	14	継続修繕	100	50	2,190
27	橋（鋼製合成桁）	園路広場	予防保全	C	可	c	C	高	1979	42	60	12	継続修繕	3,600	1,000	12,000
28	木橋	管理施設	予防保全	D	不可	d	—	高	1979	42	30	6	更新(老朽危険)	30	10	300
29	園名板（木製）	管理施設	予防保全	C	可	c	—	中	1979	42	32	6	継続修繕	5	10	240
小計																
全体合計																

予防保全サイクル

管理番号	1 2022年 R4年	2 2023年 R5年	3 2024年 R6年	4 2025年 R7年	5 2026年 R8年	6 2027年 R9年	7 2028年 R10年	8 2029年 R11年	9 2030年 R12年	10 2031年 R13年	更新費計(千円)	撤去費用(千円)	修繕費用(千円)	計(千円)
	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕				
01	2026年へスライド 100												100	100
02	更新を修繕に変更 5												5	5
03	3					3				3			9	9
04	3					3				3			9	9
05	3					3				3			9	9
06	修繕を2028年へスライド 、撤去更新 を延期⇒ 60												60	60
07	更新を修繕に変更 10									10			20	20
08	3					3							6	6
09	3					3							6	6
10	3					3							6	6
11	3					3							6	6
12	2025年へスライド 5										5			5
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21										1,000			1,000	1,000
22	更新を修繕に変更 280												280	280
23														
24	2025年へスライド 574 20										574	20		594
25														
26	50								50				100	100
27	2028年へスライド 1,000												1,000	1,000
28	2026年へスライド 300 30										300	30		330
29	更新を修繕に変更 10									10			20	20
小計	21 574 20 75 305 30 100					289	1,072		59	1,020	879	50	2,636	3,565
全体合計			21	669	435	289	1,072		59	1,020				
	2022年 R4年	2023年 R5年	2024年 R6年	2025年 R7年	2026年 R8年	2027年 R9年	2028年 R10年	2029年 R11年	2030年 R12年	2031年 R13年	88	5	264	357
											年平均			

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

－は超過年数

更新予定超過	水飲み台 藤棚 木橋 園名板
早期更新必要	水飲み台 シェルター ガードフェン 照明灯 木橋 園名板

（凡例）
供用年数（年）：　設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）：　耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）：　＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費：　撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費：　予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費：　更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

長寿命化計画

所在施設名：松の岱公園

管理番号：江差町字本町

都市ｏ２：建設年度：1974年（昭和49年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	機能判定 使用	劣化ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数（年）	使用見込み期間（年）	余寿命期間（年）	管理方針	撤去（千円）	修繕（千円）	更新（千円）
01	トイレ	便益施設	予防保全	C	不可	c	B	中	1974	47	53	6	使用停止	100		2,190
02	スツール	遊戯施設	予防保全	C	可	c	B	中	1974	47	20	-27	使用停止	5		21
03	スツール	遊戯施設	予防保全	C	可	c	B	中	1974	47	20	-27	使用停止	5		21
04	スツール	遊戯施設	予防保全	C	可	c	B	中	1974	47	20	-27	使用停止	5		21
05	スツール	遊戯施設	予防保全	C	可	c	B	中	1974	47	20	-27	使用停止	5		21
06	水飲み台	便益施設	予防保全	C	可	c	B	中	1974	47	30	-17	使用停止	20		448
07	藤棚	修景施設	予防保全	D	不可	d	B	高	1974	47	14	-33	使用停止	30		2,720
08	池	修景施設	事後保全	B	可	b	—	中	1974	47	60	13	事後対策			
09	駐車場	便益施設	事後保全	B	可	b	—	中	2010	11	27	16	事後対策			
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
小計																
全体合計																

予防保全サイクル

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	更新費計（千円）	撤去費用（千円）	修繕費用（千円）	計（千円）
	2022年 R4年	2023年 R5年	2024年 R6年	2025年 R7年	2026年 R8年	2027年 R9年	2028年 R10年	2029年 R11年	2030年 R12年	2030年 R13年				
	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕				
小計														
全体合計														
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年				
	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	年平均			

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

■は超過年数

更新予定超過	
	スツール
	水飲み台
	藤棚

（凡例）
供用年数（年）：　設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）：　耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）：　＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費：　撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費：　予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費：　更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

長寿命化計画

所在施設名：九艘川公園

管理番号：江差町中歌町

都市０３　建設年度：1991年（平成3年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	機能判定 使用	劣化ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数（年）	使用見込み期間（年）	余寿命期間（年）	管理方針	撤去（千円）	修繕（千円）	更新（千円）
01	休憩施設	休養施設	予防保全（文化的施設）	C	可	c	B	高	1991	30	41	11	継続修繕	50	200	1,840
02	門	管理施設	予防保全（文化的施設）	C	可	c	B	高	1991	30	35	5	継続修繕	30	200	1,840
03	木塀1	管理施設	予防保全（文化的施設）	C	可	b	B	高	1991	30	35	5	継続修繕	30	200	2,448
04	トイレ	便益施設	予防保全（文化的施設）	C	不可	c	B	高	1991	30	40	10	継続修繕	500	500	10,000
05	木塀2	管理施設	予防保全（文化的施設）	C	可	b	B	高	1991	30	35	5	継続修繕	100	500	8,568
06	ベンチ1	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	13	事後対策	5	3	123
07	ベンチ2	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2020	1	14	13	事後対策	5	3	123
08	シェルター	休養施設	予防保全（文化的施設）	B	可	b	B	中	1991	30	41	11	継続修繕	100	500	5,328
09	木塀3	管理施設	予防保全（文化的施設）	C	可	c	B	高	1991	30	35	5	継続修繕	70	500	4,896
10	研ぎ出し滑台	遊具施設	予防保全（文化的施設）	C	可	c 2	A	高	1991	30	60	30	継続修繕	300	100	4,000
11	車止め1	管理施設	予防保全（文化的施設）	B	可	b	B	中	1991	30	35	5	継続修繕	5	10	30
12	車止め2	管理施設	予防保全（文化的施設）	B	可	b	B	中	1991	30	35	5	継続修繕	5	10	30
13	解説板	管理施設	予防保全（文化的施設）	C	可	c	—	高	1991	30	32	2	継続修繕	5	20	500
14	照明柱	管理施設	予防保全	B	可	b	C	中	1991	30	41	11	継続修繕	20	40	574
15	擁壁	管理施設	予防保全（文化的施設）	B	可	b	—	低	1991	30	60	30	事後対策	1,500	300	4,000
16	駐車場	便益施設	事後保全	B	可	b	—	中	1991	30	27	-3	事後対策			
17	木橋	園路広場	予防保全	B	可	b	—	低	2020	1	30	29	事後対策	1		100
18	汚水ポンプ盤	管理施設	予防保全	C	不可	c	—	中	1991	30	30		老朽化	50		500
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
小計																
全体合計																

予防保全サイクル

管理番号	1 2022年 R4年 更新	撤去	修繕	2 2023年 R5年 更新	撤去	修繕	3 2024年 R6年 更新	撤去	修繕	4 2025年 R7年 更新	撤去	修繕	5 2026年 R8年 更新	撤去	修繕	6 2027年 R9年 更新	撤去	修繕	7 2028年 R10年 更新	撤去	修繕	8 2029年 R11年 更新	撤去	修繕	9 2030年 R12年 更新	撤去	修繕	10 2030年 R13年 更新	撤去	修繕	更新費計（千円）	撤去費用（千円）	修繕費用（千円）	計（千円）
01			2025年へスライド									200															200						400	400
02																		200	更新を修繕に変更								200						400	400
03															200		更新を修繕に変更										200						400	400
04			2025年へスライド									500												500									1000	1,000
05																		500	更新を修繕に変更														500	500
06																																		
07																																		
08									2028年へスライド												500												500	500
09															500		更新を修繕に変更																500	500
10			2025年へスライド									100																					100	100
11																30															30			30
12																30															30			30
13				更新を修繕に変更								20																					20	20
14									2028年へスライド												40												40	40
15																																		
16																																		
17																																		
18																																		
19																																		
20																																		
21																																		
22																																		
23																																		
24																																		
25																																		
小計												820			700	60		700			540			500			600				60		3,860	3,920
全体合計										820			700			760			540			500			600									
	2022年 R4年			2023年 R5年			2024年 R6年			2025年 R7年			2026年 R8年			2027年 R9年			2028年 R10年			2029年 R11年			2030年 R12年			2031年 R13年			6		386	392
																															年平均			

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

－は超過年数

早期修繕用	休憩施設
	トイレ
	書き出し滑り台

更新必要	門
	木塀
	ベンチ
	車止め
	解説板

（凡例）
供用年数（年）：　設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）：　耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）：　＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費：　撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費：　予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費：　更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

長寿命化計画

所在施設名：茂尻児童公園

管理番号：都市０４　建設年度：1980年（昭和55年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	機能判定 使用	劣化ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数（年）	使用見込み期間（年）	余寿命期間（年）	管理方針	撤去（千円）	修繕（千円）	更新（千円）	更新費計（千円）	撤去費用（千円）	修繕費用（千円）	計（千円）
01	ベンチ1	休養施設	予防保全	C	可	c	B	高	1980	41	30	-5	継続修繕	10	10	277			20	20
02	ベンチ2	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1980	41	30	-5	継続修繕	10	10	277			20	20
03	水飲み台	便益施設	予防保全	C	可	c	B	中	1980	41	30	-5	継続修繕	20	5	448			10	10
04	ベンチ3	休養施設	予防保全	C	可	c	B	高	1980	41	30	-5	継続修繕	10	10	277			20	20
05	トイレ	便益施設	予防保全	B	可	b	B	中	1980	41	53	23	継続修繕	100	50	1,470			50	50
06	縁台1	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1980	41	14	-24	継続修繕	10	10	149			20	20
07	縁台2	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1980	41	14	-24	継続修繕	10	10	149			20	20
08	ベンチ4	休養施設	予防保全	C	可	c	B	高	1980	41	30	-5	継続修繕	10	10	277			20	20
09	複合遊具	遊戯施設	予防保全	B	可	b 2	B	中	1980	41	27	-9	継続修繕	20	100	3,568			200	200
10	固定遊具（カニ）	遊戯施設	予防保全	B	可	b	B	低	1980	41	39	6	継続修繕	5	10	286			20	20
11	固定遊具（ヤドカリ）	遊戯施設	予防保全	B	可	b 1	B	低	1980	41	39	6	継続修繕	5	10	286			20	20
12	固定遊具（タツノオトシゴ）	遊戯施設	予防保全	B	可	b 1	B	中	1980	41	39	6	継続修繕	5	10	286			20	20
13	フェンス1	管理施設	予防保全	C	可	c	B	高	2010	11	40	37	継続修繕	10	20	77			40	40
14	車止め1	管理施設	予防保全	A	可	a	A	低	2020	1	38	45	継続修繕	5	10	27			20	20
15	車止め2	管理施設	予防保全	A	可	a	A	低	2020	1	38	45	継続修繕	5	10	27			20	20
16	フェンス2	管理施設	予防保全	B	可	c	B	中	2010	11	40	37	継続修繕	50	30	2,534			60	60
17	車止め3	管理施設	予防保全	A	可	a	A	低	2020	1	38	45	継続修繕	5	10	27			20	20
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
小計																			600	600
全体合計																				
																			60	60

予防保全サイクル

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	2022年 R4年	2023年 R5年	2024年 R6年	2025年 R7年	2026年 R8年	2027年 R9年	2028年 R10年	2029年 R11年	2030年 R12年	2030年 R13年
01	2025年にスライド 修繕 10							修繕 10		
02	2026年にスライド 修繕 10								修繕 10	
03	2025年にスライド 修繕 5							修繕 5		
04	2025年にスライド 修繕 10							修繕 10		
05	2027年にスライド 修繕 50									
06	2026年にスライド 修繕 10								修繕 10	
07	2026年にスライド 修繕 10								修繕 10	
08	2025年にスライド 修繕 10							修繕 10		
09	2025年にスライド 修繕 100							修繕 100		
10	修繕 10							修繕 10		
11	2027年にスライド 修繕 10							修繕 10		
12	修繕 10							修繕 10		
13	2025年にスライド 修繕 20							修繕 20		
14	修繕 10								修繕 10	
15	修繕 10								修繕 10	
16	2025年にスライド 修繕 30								修繕 30	
17	修繕 10								修繕 10	
小計	215		30		80		185		90	
全体合計		215	30	80		185		90		
	2022年 R4年	2023年 R5年	2024年 R6年	2025年 R7年	2026年 R8年	2027年 R9年	2028年 R10年	2029年 R11年	2030年 R12年	2031年 R13年
										年平均

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

－は超過年数

更新予定超過
ベンチ
水飲み台
トイレ
縁台
複合遊具

早期修繕必要
ベンチ
水飲み台
トイレ
縁台
固定遊具
フェンス

（凡例）
供用年数（年）：　設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）：　耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）：　＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費：　撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費：　予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費：　更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

長寿命化計画

所在施設名：江差町運動公園

管理番号：江差町砂川　都市０５

建設年度：1987年（昭和62年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	機能判定 使用	劣化ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数（年）	使用見込み期間（年）	余寿命期間（年）	管理方針	撤去（千円）	修繕（千円）	更新（千円）
01	橋1	園路広場	予防保全	C	可	c	B	高	1987	34	96	62	継続修繕	3,000	300	9,000
02	橋2（わんぱく橋）	園路広場	予防保全	B	可	b	B	低	1992	29	96	67	継続修繕	4,500	600	14,000
03	シェルター（10㎡以下）	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	45	11	継続修繕	100	50	2,096
04	野外卓1	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	30	-4	継続修繕	10	20	437
05	野外卓2	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	30	-4	継続修繕	10	20	437
06	野外卓3	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	30	-4	継続修繕	10	20	437
07	野外卓4	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	30	-4	継続修繕	10	20	437
08	縁台	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	30	-4	継続修繕	10	20	280
09	ベンチ1（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	80
10	ベンチ2（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
11	ベンチ3	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	133
12	野外卓5	休養施設	予防保全	B	可	c	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	10	288
13	ベンチ4	休養施設	予防保全	D	不可	d	B	高	1987	34	14	-20	使用停止	5		
14	ベンチ5（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
15	ベンチ6(据置)	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
16	水飲み台1	便益施設	予防保全	B	可	b	B	低	1987	34	30	-4	継続修繕	20	5	448
17	水飲み台2	便益施設	予防保全	C	可	c	B	高	1987	34	30	-4	継続修繕	20	5	448
18	ベンチ7（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
19	ベンチ8（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	30	-4	継続修繕	5	3	90
20	ベンチ9（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
21	ベンチ10(据置)	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
22	ベンチ11	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	160
23	野外卓6	休養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	10	5	288
24	ベンチ12（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2020	1	14	13	継続修繕	5	3	90
25	ベンチ13（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	B	中	1987	34	14	-20	継続修繕	5	3	90
26	ベンチ14（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2020	1	14	13	継続修繕	5	3	90
27	橋3	園路広場	予防保全	B	可	b	A	低	1987	34	96	62	継続修繕	20,000	5,000	80,000
28	既設駐車場	便益広場	事後保全	B	可	b	－	低	1987	34	27	-7	事後対策	－	－	
29	２号橋周辺フェンス	管理施設	予防保全	C	可	c	C	高	1987	34	38	4	継続修繕	200	300	1,293
30	３号橋周辺フェンス	管理施設	予防保全	C	可	c	C	高	1987	34	38	4	継続修繕	1,000	800	3,923
31	駐車場	便益広場	事後保全	B	可	b	－	低	1987	34	27	-7	事後対策	－	－	－
32	新設駐車場	便益広場	事後保全	B	可	b	－	低	1987	34	27	-7	事後対策	－	－	－
33	芝生広場	園路広場	事後保全	B	可	b	－	低	1987	34	60	26	事後対策	－	－	－
34	管理用道路／園内道路	園路広場	事後保全	B	可	b	－	低	1987	34	27	-7	事後対策	－	－	－
35	管理用道路フェンス	管理施設	予防保全	C	可	c	C	高	1987	34	38	4	継続修繕	50	20	178
36	駐車場フェンス	管理施設	予防保全	B	可	b	B	低	1987	34	38	4	継続修繕	500	200	1,605
37	休養広場	休養施設	事後保全	B	可	b	－	低	1987	34	34		事後対策	－	－	－
小計																
全体合計																

予防保全サイクル

管理番号	1 2022年 R4年	2 2023年 R5年	3 2024年 R6年	4 2025年 R7年	5 2026年 R8年	6 2027年 R9年	7 2028年 R10年	8 2029年 R11年	9 2030年 R12年	10 2030年 R13年	更新費計（千円）	撤去費用（千円）	修繕費用（千円）	計（千円）
	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕	更新 撤去 修繕				
01			2026年にスライド		300								300	300
02						600							600	600
03		2025年にスライド			50								50	50
04					20				20				40	40
05					20				20				40	40
06					20				20				40	40
07					20				20				40	40
08					20				20				40	40
09					3			3					6	6
10					3			3					6	6
11					3			3					6	6
12					10			10					20	20
13														
14			2026年にスライド		3				3				6	6
15					3				3				6	6
16				2027年にスライド		5							5	5
17		2025年にスライド			5					5			10	10
18					3			3					6	6
19					3			3					6	6
20					3			3					6	6
21			2025年にスライド		3			3					6	6
22					3			3					6	6
23					5			5					10	10
24				2026年にスライド	3				3				6	6
25					3			3					6	6
26			2025年にスライド		3			3					6	6
27														
28														
29					300	更新を修繕に変更							300	300
30					更新を修繕に変更、2029年にスライド			800				800		800
31														
32														
33														
34														
35					20	更新を修繕に変更				20			40	40
36					更新を修繕に変更、2028年にスライド		200			200			400	400
37														
小計				200	629	605	200	800	45	329	5	800	2,013	2,813
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年		80	201	281
全体合計	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年		年平均		

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）
D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

－は超過年数

更新予定超過	屋外卓
	縁台
	ベンチ
	水飲み台

早期修繕必要	橋
	ベンチ
	水飲み台
	フェンス

（凡例）
供用年数（年）：　設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）：　耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）：　＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費：　撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費：　予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費：　更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

長寿命化計画

所在施設名：逆川森林公園　管理番号：森林０１　建設年度：1976年（昭和51年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	使用	劣化 ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数（年）	使用見込み期間（年）	余寿命期間（年）	管理方針	撤去（千円）	修繕（千円）	更新（千円）
01	水飲み台	便益施設	予防保全	D	不可	d	B	高	1976	45	30	-15	使用停止	20	5	448
02	ベンチ1	休養施設	予防保全	D	不可	d	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	10	5	123
03	ベンチ2	休養施設	予防保全	D	不可	d	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	10	5	123
04	丸太登り	遊戯施設	予防保全	D	不可	d / 3	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	20	10	3,216
05	丸太渡り	遊戯施設	予防保全	D	不可	c / 3	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	20	10	3,216
06	くぐり渡り	遊戯施設	予防保全	D	不可	d / 3	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	20	10	3,216
07	ベンチ3	休養施設	予防保全	C	不可	c	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	10	5	123
08	ベンチ4	休養施設	予防保全	C	不可	c	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	10	5	123
09	ステップ丸太	遊戯施設	予防保全	C	不可	c / 2	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	20	10	2,512
10	トイレ	便益施設	予防保全	C	可	c	B	高	1976	45	71	26	継続修繕	50	100	1,200
11	炊事場	便益施設	予防保全	D	不可	d	C	高	1976	45	41	-4	使用停止	30	100	1,500
12	シェルター（10m²以上）	休養施設	予防保全	D	不可	d	C	高	1976	45	41	-4	使用停止	50	5	5,328
13	焼き台1	便益施設	予防保全	C	不可	c	C	高	1976	45	38	-7	使用停止	20	10	150
14	焼き台2	便益施設	予防保全	B	可	b	C	中	1976	45	38	-7	使用停止	20	10	150
15	焼き台3	便益施設	予防保全	C	不可	c	C	高	1976	45	38	-7	使用停止	20	10	150
16	管理棟	管理施設	予防保全	B	可	b	B	中	1979	42	40	-2	継続修繕	3,000	1,000	30,000
17	トイレ２	便益施設	予防保全	B	可	b	B	中	1977	44	53	9	継続修繕	500	500	4,500
18	サイン	管理施設	予防保全	B	可	b	A	低	2010	11	37	26	事後対策	10	10	100
19	木製橋デッキ	園路広場	予防保全	D	不可	d	—	高	1976	45	35	-10	使用停止	1,000		
20	吊り橋	園路広場	予防保全	D	不可	d	—	高	1976	45	20	-25	使用停止	5,000		
21	ゴミ置き場	便益施設	予防保全	C	可	c	—	中	1976	45	38	-7	事後対策	200	50	1,500
22	水飲み台０２	便益施設	予防保全	C	可	c	—	中	1976	45	30	-15	事後対策	20	5	448
23	物置	管理施設	予防保全	C	可	c	B	中	1976	45	30	-15	事後対策	200	50	750
24	駐車場	便益施設	事後保全	B	可	b	—	低	1976	45	35	-10	事後対策	–	–	–
25	公園看板	管理施設	予防保全	B	可	b	—	低	1976	45	32	-13	事後対策	100	30	500
26	ベンチ５	休養施設	予防保全	C	不可	c	C	高	1976	45	14	-31	使用停止	20	5	123

予防保全サイクル

管理番号	1 2022年 R4年			2 2023年 R5年			3 2024年 R6年			4 2025年 R7年			5 2026年 R8年			6 2027年 R9年			7 2028年 R10年			8 2029年 R11年			9 2030年 R12年			10 2030年 R13年			更新費計（千円）	撤去費用（千円）	修繕費用（千円）	計（千円）
	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕				
01																																		
02																																		
03																																		
04																																		
05																																		
06																																		
07																																		
08																																		
09																																		
10						2025年にスライド						100															100						200	200
11																																		
12																																		
13																																		
14																																		
15																																		
16						2027年にスライド												1,000															1,000	1,000
17									2026年にスライド						500															500			1,000	1,000
18												10															10						20	20
19																																		
20																																		
21												50																		50			100	100
22						2025年にスライド						5																		5			10	10
23												50																		50			100	100
24																																		
25												30												30									60	60
26																																		
小計												245			500			1,000						30			110			605			2,490	2,490
全体合計										245			500			1,000						30			110			605						
	2022年			2023年			2024年			2025年			2026年			2027年			2028年			2029年			2030年			2031年					249	249
	R4年			R5年			R6年			R7年			R8年			R9年			R10年			R11年			R12年			R13年			年平均			

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

ーは超過年数

更新予定超過	水飲み台
	ベンチ
	木製遊具類
	シェルター
	焼き台
	管理棟
	木製デッキ
	吊り橋
	ゴミ置き場

（凡例）
供用年数（年）：　設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）：　耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）：　＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費：　撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費：　予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費：　更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

長寿命化計画

所在施設名	檜山道立自然公園（かもめ島）	管理番号	自然０１	建設年度：1979年（昭和54年）

管理番号	施設名称	施設種別	管理類型	機能判定 総合判定	機能判定 使用	機能判定 劣化ハザード	塗装判定	緊急度判定	設置年	供用年数(年)	使用見込み期間(年)	余寿命期間(年)	管理方針	撤去(千円)	修繕(千円)	更新(千円)
01	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
02	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
03	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
04	水飲み台	便益施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	20	5	448
05	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	中	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
06	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	B	可	b	A	中	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
07	背無ベンチ	休養施設	予防保全	C	可	c	A	中	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
08	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	123
09	背無ベンチ	休養施設	予防保全	B	可	b	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
10	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
11	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
12	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
13	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
14	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
15	背無ベンチ（据置）	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	14	3	継続修繕	5	3	277
16	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
17	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
18	水飲み台	便益施設	予防保全	D	不可	d	A	高	1979	42	30	-12	使用停止	50		
19	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
20	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
21	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
22	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
23	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
24	背無ベンチ	休養施設	予防保全	A	可	a	A	低	2010	11	30	19	継続修繕	5	3	277
25	トイレ（島上）	便益施設	予防保全	C	可	c	B	高	1994	27	40	13	継続修繕	500	2,233	6,000
26	ステージ	教養施設	予防保全	C	可	c	B	中	1997	24	71	47	継続修繕	1,000	8,500	15,000
27	遊歩道	園路広場	事後保全	B	可	b	—	中	2010	11	27	16	事後対策	–	–	–
28	遊歩道柵	管理施設	予防保全	D	可	d	—	高	1997	24	35	11	継続修繕	500	200	4,608
29	記念碑	教養施設	予防保全	B	可	b	—	低	1994	27	60	33	継続修繕	700	100	5,000
30	照明	管理施設	予防保全	D	不可	d	—	高	1997	24	41	17	継続修繕	100	200	1,109
31	管理棟（物置） 簡易な構造	管理施設	予防保全	B	可	b	—	中	1989	32	40	8	継続修繕	200	100	3,300
32	トイレ（島下）	便益施設	予防保全	B	可	b	B	中	2002	19	40	21	継続修繕	500	1,115	5,000
33	鴎島展望灯台	その他	予防保全	C	可	c	C	中	1994	27	60	33	継続修繕	1,500	500	20,000
小計																
全体合計																

管理番号	予防保全サイクル																														更新費計（千円）	撤去費用（千円）	修繕費用（千円）	計（千円）
	1			2			3			4			5			6			7			8			9			10						
	2022年			2023年			2024年			2025年			2026年			2027年			2028年			2029年			2030年			2030年						
	R4年			R5年			R6年			R7年			R8年			R9年			R10年			R11年			R12年			R13年						
	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕	更新	撤去	修繕				
01												3												3									6	6
02												3												3									6	6
03												3												3									6	6
04																		5															5	5
05												3												3									6	6
06												3												3									6	6
07												3												3									6	6
08												3												3									6	6
09												3												3									6	6
10												3												3									6	6
11												3												3									6	6
12												3												3									6	6
13												3												3									6	6
14												3												3									6	6
15												3												3									6	6
16												3												3									6	6
17												3												3									6	6
18																																		
19												3												3									6	6
20												3												3									6	6
21												3												3									6	6
22												3												3									6	6
23												3												3									6	6
24												3												3									6	6
25			2,233																														2,233	2233
26			8,500																														8,500	8500
27																																		
28	更新を修繕に変更、2025年にスライド											200															200						400	400
29																														100			100	100
30															200												200						400	400
31															100												100						200	200
32			1,115																														1,115	1115
33																														500			500	500
小計			11,848									266			300			5						66			500			600			13,585	13,585
全体合計	11,848									266			300			5						66			500			600						
	2022年			2023年			2024年			2025年			2026年			2027年			2028年			2029年			2030年			2031年					1,359	1,359
	R4年			R5年			R6年			R7年			R8年			R9年			R10年			R11年			R12年			R13年			年平均			

（総合判定基準）
A:健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B:軽微な異常があり、経過観察が必要（使用可）
C:異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）

D:危険性の高い異常があり、緊急修繕が不要又は破棄し更新を検討（使用不可）

A	可
B	可
C	可
C	不可
D	不可

ーは超過年数

更新予定超過	水飲み台

（凡例）
供用年数（年）： 設置又は更新時から現在までの供用期間
使用見込み期間（年）： 耐用年数を過ぎ、使用見込みの供用期間
余寿命期間（年）： ＝（予防保全使用見込期間）－（供用年数）
撤去費： 撤去工事費（単位当たり概算）
修繕費： 予防保全維持補修費用（単位当たり概算）
更新費： 更新、改築費用（単位当たり概算）

工事を要する施設：（資材費）×1.6

5-11 今後の課題

本業務において江差町公園施設の各施設点検、評価及び長寿命化計画を取り纏めたが、今後は以下の課題に関する検討が必要である。

(1) 維持管理体制の確立

公園施設の長寿命化を図るために、本計画に基づき定期的な点検と維持補修、修繕を実施継続する維持管理体制を確立する。また、これを確実に推進するための予算措置を含めた地域要望等を踏まえた調整を行う。

(2) 維持補修費用のコスト縮減

本業務で検討した長寿命化計画（平準化）について、今後は毎年度の予算の平準化と維持補修、修繕する各施設のグループ化や順序等、修繕工事の工事発注等準備、調整等により、さらにコスト縮減を図る。

(3) 維持補修履歴の記録管理

公園施設の維持管理を適切かつ確実に実施して行くために、維持補修実績等の基礎資料を記録管理し、ＰＤＣＡに基づき戦略的に活用、以降の維持補修へ反映して行く。

(4) 他所管施設管理者との協議

江差町公園施設の各施設では一般的な公園、遊具、休憩施設のほか、橋梁、水道管橋、歴史文化財施設、河川管理施設、ダム管理施設等の他所管施設が存在している。公園施設長寿命化計画の考え方・方針等を示し、関係部署と協議、合意の上で事業を推進して行く。

(5) 長寿命化計画の運用と見直し

計画運用には予想外の補修、更新が生じる可能性がある。その際、予算の平準化に留意しながら適切な処置を図る。

長寿命化計画は毎年の年次計画に基づき進められることになるが、対策費用の見込みの変更や計画運用上の支障が生じることが想定される。この場合は、毎年実際に行った維持管理や修繕、更新の内容を踏まえ、適宜長寿命化計画を見直ししながら計画を運用して行く。

(6) 維持管理担当技術者の育成・確保

近年、社会的な傾向として維持管理を担当する役場職員、業者技術者の不足が指摘されている。これについても計画的かつ確実に対応して行く。

江差町公共施設等長寿命化計画

発行：江差町

住所：〒043-8560　北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1
Tel：0139-52-6715（財政課直通）
Fax：0139-52-0234